

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	SA61-9 r. 4.0
提出年月日	令和4年8月31日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表

2.18 緊急時対策所【61条】

令和4年8月
北海道電力株式会社

第61条 緊急時対策所（本文）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<u>比較結果等をとりまとめた資料</u>			
1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降) <ul style="list-style-type: none"> 1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由 <ul style="list-style-type: none"> a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : 下記1件 <ul style="list-style-type: none"> ・ブルーム通過時に緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な機器であるため、緊急時対策所内の圧力計をS A設備とした。【比較表 p.3,7,8,10,13,15,16,18】 c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし d. 当社が自主的に変更したもの : なし 1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由 <ul style="list-style-type: none"> a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : 下記1件 <ul style="list-style-type: none"> ・クラウドシャイン被ばく線量評価における保守性についての説明資料を追加した。 (「61-6 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について 添付資料 1-13 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばく評価方法について」【比較表 p61-補足-126】) c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : 下記1件 <ul style="list-style-type: none"> ・空気ポンベによる加圧の停止条件を明確化した。 (「61-6 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について 添付資料 1-8 緊急時対策所ブルーム通過判断について」【比較表 p61-補足-93】) d. 当社が自主的に変更したもの : 下記1件 <ul style="list-style-type: none"> ・被ばく評価に用いる気象資料が最近の気象条件を代表しているか再検討を行った。 (「61-6 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について 添付資料 1-6 気象条件の妥当性の検討について」【比較表 p61-補足-71】) 過去から被ばく評価に用いている1997年の気象資料が代表性を保っていることを確認した。 1-3) バックフィット関連事項 なし 			

第61条 緊急時対策所（本文）

大飯発電所3／4号炉

泊発電所3号炉

女川原子力発電所2号炉

差異理由

2.まとめ資料との比較結果の概要**2-1) 設備名称・用語等の相違（以下については、差異理由欄に差異理由を記載しない。）**

No.	大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	備考
1	3号炉及び4号炉中央制御室	中央制御室	
2	身体サーベイエリア	スクリーニングエリア	
3	緊急時対策所遮蔽	緊急時対策所遮へい	
4	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	緊急時対策所可搬型エリアモニタ	
5	緊急時対策所非常用空気浄化ファン	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	
6	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット	可搬型緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	
7	酸素濃度計	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	
8	二酸化炭素濃度計		
9	安全パラメータ表示システム（SPDS）	データ収集計算機	
10	安全パラメータ伝送システム	ERSS 伝送サーバ	
11	SPDS表示装置	データ表示端末	
12	電源車（緊急時対策所用）	緊急時対策所用発電機	
13	タンクローリー	可搬型タンクローリー	
14	空冷式非常用発電装置	代替非常用発電機	
15	衛星電話（固定）	衛星電話設備	
16	衛星電話（携帯）	衛星携帯電話	
17	加入電話	加入電話設備	

第61条 緊急時対策所（本文）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
2-2) 設備または設計方針の相違（以下については、差異理由欄に相違No.を記載する）			
No.	大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	備考（差異理由等）
①	緊急時対策所は、緊急時対策所建屋内に設ける。	緊急時対策所として、指揮所及び待機所を設ける。	泊は、指示を行う要員と現場作業を行う要員の幅轄を避けるため、指揮所及び待機所の建屋を設ける。
②	記載なし	可搬型気象観測設備	緊急時対策所におけるブルームの通過方向を把握するために可搬型気象観測設備を設置し、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質侵入の防止又は低減させるための判断に用いる。
③	緊急時衛星通報システム	記載なし	緊急時衛星通報システムは、泊には設置していないが他の設備にてその機能を充足するため、重大事故等に対応可能であると判断している。
④	携行型通話装置	記載なし	大飯3、4号炉は、緊急時対策所と中央制御室との連絡手段として携行型通話装置を配備しているが、泊3号炉は、衛星電話設備を配備することで機能を充足するため、重大事故等に対応可能と判断している。
⑤	記載なし	携帯電話	緊急時対策所における初動対応上、多様性を確保するために必要と判断し、利用する。
⑥	記載なし	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	泊3号炉は、可搬型タンクローリーによりディーゼル発電機燃料油貯油槽から直接燃料をくみ上げる手段を整備しているが、本手段の屋外アクセスルートは1ルートのみであるため、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いた燃料くみ上げ手順を整備することで、屋内アクセスルートを整備し、複数ルートを確保する。
⑦	燃料油貯蔵タンク 重油タンク	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	・大飯3／4号炉は、燃料補給に用いる設備として燃料油貯蔵タンクに加えて重油タンクを配備しており、これらを合わせて7日間の重大事故対応が可能な備蓄量を確保している。 ・泊3号炉は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽に7日間の重大事故等対応が可能な備蓄量を確保していることから重油タンクに相当する設備はない。
⑧	記載なし	インターフォン テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	インターフォン及びテレビ会議システム（指揮所・待機所間）は、指揮所、待機所間を往来することなく、不測の事態にも十分コミュニケーションを可能にする目的で設置している。
⑨	記載なし	圧力計	圧力計は、緊急時対策所内を空気加圧した際に、緊急時対策所内と屋外との差圧を測定し、十分に加圧されていることを確認する目的で設置している。 本文への記載はないが、大飯3、4号炉でも同様の目的で差圧計を設置している。
⑩	非常用母線からの受電が喪失した場合は、緊急時対策所の代替交流電源として電源車（緊急時対策所用）を起動する。同形式の電源車（緊急時対策所用）は3台配備し、多重性を確保するとともに補修点検の対応を可能にする。また、緊急時対策所でプラントパラメータを確認するための設備である安全パラメータ表示システム（SPDS），安全パラメータ伝送システムの電源として空冷式非常用発電機を2台配備し、多重性を確保している。	緊急時対策所の代替電源として緊急時対策所用発電機により給電する。緊急時対策所用発電機は予備機を含めて複数台保有し、多重性を有している。3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機、ERSS 伝送サーバ及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、全交流動力電源喪失において、代替非常用発電機より給電する。	・電源構成の相違 泊3号炉の通信連絡設備を除く緊急時対策所の電源は、通常時は泊1号炉（又は2号炉）の所内常用母線から受電している。所内常用母線の喪失時には緊急時対策所内の分電盤で緊急時対策所用発電機からの受電に切り替える設計としている。 また、通信連絡設備は設置許可基準規則第35条の要求である「常時使用できること」を満足するため、通常時は泊3号炉の非常用母線から受電している。全交流動力電源喪失においては、3号炉非常用母線に接続する代替非常用発電機から受電する。
⑪	被ばく評価において、ユニットの重ね合わせを考慮	被ばく評価において、ユニットの重ね合わせを考慮しない。	泊は3号炉単独申請であるためユニットの重ね合わせは考慮しない。
⑫	直接・スカイシャイン線のソースタームとしてCV内とアニュラスの線源を考慮	直接・スカイシャイン線のソースタームとしてCV内の線源のみを考慮	設計方針の相違 ・泊は鋼製CVであるのに対し、大飯はプレストレストコンクリート型CV(PCCV)であり、アニュラスが外部遮蔽の外側に位置している。そのため、大飯では内規にも記載のとおりアニュラスの遮蔽や線源を別途考慮した被ばく評価を行っている。 ・なお、泊は直接・スカイシャイン線のソースタームを評価するあたり、炉心から放出された核分裂生成物は全量がCV内にとどまる（アニュラスへの漏洩を考慮しない）ものとして評価しており、評価方法の相違はあるが保守的な評価となっている。
⑬	大飯3、4号炉と緊急時対策所の間には山地形が存在	泊3号炉と緊急時対策所の間には山地形が存在しない	地形の相違 ・大飯3、4号炉と緊急時対策所の間には山地形があるため、その地形の影響についての検討を行った資料を作成しているが、泊については状況が異なるため、本資料は作成していない。

第61条 緊急時対策所（本文）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.9 緊急時対策所</p> <p>10.9.2 重大事故等時</p> <p>10.9.2.1 概要</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する設計とする。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。緊急時対策所は、緊急時対策所建屋内に設ける。</p> <p>10.9.2.2 設計方針</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動に対する地震力に対し、機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。地震及び津波に対しては、「1.5.2 重大事故等対処施設の耐震設計」、「1.6.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に基づく設計とする。また、緊急時対策所の機能に係る設備は、3号炉及び4号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、3号炉及び4号炉中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p>	<p>第61条 緊急時対策所</p> <p>2.18.1 適合方針</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な指示を行なう要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するための必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置及び保管する設計とする。また、重大事故等に対処するための必要な数の要員を収容できる設計とする。緊急時対策所として、指揮所及び待機所を設ける。</p>	<p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.9 緊急時対策所</p> <p>10.9.2 重大事故等時</p> <p>10.9.2.1 概要</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するための必要な指示を行なう要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するための必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。また、重大事故等に対処するための必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所の系統概要図を第10.9-1 図から第10.9-5 図に示す。</p> <p>10.9.2.2 設計方針</p> <p>緊急時対策所として、緊急対策室及びSPDS室から構成する緊急時対策所を緊急時対策建屋内に設置する。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じができるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動に対する地震力に対し、機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。地震及び津波に対しては、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計【39条】」、「1.5.2 重大事故等対処施設の耐津波設計【40条】」に基づく設計とする。また、緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置及び保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行なう要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p>	<p>・記載表現の相違</p> <p>・①の相違</p>

第61条 緊急時対策所（本文）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、以下の重大事故等対処設備（居住性の確保）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（居住性の確保）として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタを使用する。</p> <p>緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所内でのマスクの着用、交代要員体制及び安定よう素剤の服用がなく、仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断基準とする。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。なお、換気設計に当たっては、緊急時対策所の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。緊急時対策所換気設備として、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置を保管する設計とする。</p>	<p>(1) 居住性を確保するための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、以下の重大事故等対処設備（居住性の確保）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（居住性の確保）として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気設備、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、緊急時対策所可搬型エリアモニタ、可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所内でのマスクの着用、交代要員体制及び安定よう素剤の服用がなく、仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断基準とする。</p> <p>a. 緊急時対策所遮蔽及び緊急時対策所換気設備</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。なお、換気設計に当たっては、緊急時対策所の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。緊急時対策所換気設備として、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置を保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所外の火災により発生する燃焼ガス又は有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。 緊急時対策所遮蔽</p>	<p>(1) 居住性を確保するための設備</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調系、緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリングポスト及び緊急時対策所可搬型エリアモニタを設ける。</p> <p>緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>a. 緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調系、緊急時対策所加圧設備</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密性、緊急時対策所換気空調系及び緊急時対策所加圧設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、緊急時対策所換気空調系として、緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置を設ける。また、緊急時対策所等の加圧のために、緊急時対策所加圧設備として、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）及び差圧計を設ける。</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機は、緊急時対策所を含む緊急時対策建屋地下階を正圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）は、ブルーム通過時ににおいて、緊急時対策所等を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。差圧計は、緊急時対策所等が正圧化された状態であることを監視できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、ブルーム通過後の緊急時対策建屋内を換気できる設計とする。</p>	<p>・②の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・有毒ガス等の防護に関する記載を追記</p> <p>・記載表現の相違</p>
<p>比較のため 61-7 ページに再掲</p>	<p>主要な設備は、以下のとおりとする。 緊急時対策所遮蔽</p>		

第61条 緊急時対策所（本文）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>比較のため 61-7 ページに再掲</p> <p>緊急時対策所には、室内的酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管するとともに、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定する緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタを保管する設計とする。</p> <p>比較のため 61-7 ページに再掲</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン ・可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット ・空気供給装置 ・圧力計 <p>b. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定</p> <p>緊急時対策所には、室内的酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酸素濃度・二酸化炭素濃度計 <p>c. 放射線量の測定及び気象観測</p> <p>緊急時対策所には、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量等を監視、測定する緊急時対策所可搬型エリアモニタ、可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備を保管する設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所可搬型エリアモニタ ・可搬型モニタリングポスト(2.17監視測定設備【60条】) ・可搬型気象観測設備(2.17監視測定設備【60条】) <p>比較のため 61-7 ページに再掲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所非常用送風機 ・緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ） ・緊急時対策所非常用フィルタ装置 ・差圧計 <p>本系統の流路として、緊急時対策所非常用給排気配管・弁、緊急時対策所加圧設備（配管・弁）を重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>b. 酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定設備</p> <p>緊急時対策所は、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酸素濃度計 ・二酸化炭素濃度計 <p>c. 放射線量の測定設備</p> <p>緊急時対策所には、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量等を監視、測定するため、さらに緊急時対策所加圧設備による加圧判断のために使用する緊急時対策所可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所可搬型エリアモニタ ・可搬型モニタリングポスト（8.1 放射線管理設備） <p>・大飯の緊急時対策所外可搬型エリアモニタと泊の可搬型モニタリングポストは、計測する単位は異なるがどちらも放射線量を測定する目的は同じ（以下同じ） • ②の相違</p>	<p>• ⑨の相違</p> <p>・記載表現の相違</p>

第61条 緊急時対策所（本文）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、以下の重大事故等対処設備（情報の把握）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（情報の把握）として、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる情報収集設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所で表示できるよう、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置を設置する設計とする。</p> <p>原子炉補助建屋内に設置する安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムについては、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である空冷式非常用発電装置から給電できる設計とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 比較のため 61-7 ページに再掲 </div>	<p>(2) 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に係る設備</p> <p>a. 情報収集のための設備</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、以下の重大事故等対処設備（情報の把握）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（情報の把握）として、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる情報収集設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所で表示できるよう、データ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末を設置する設計とする。</p> <p>データ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末については、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である代替非常用発電機から給電できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ収集計算機 ・ERSS伝送サーバ ・データ表示端末 ・代替非常用発電機(2.14 電源設備【57条】) <p>その他、データ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末の電源として使用するディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。</p>	<p>(2) 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる設備</p> <p>a. 必要な情報を把握できる設備</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全パラメータ表示システム（SPDS）（10.12 通信連絡設備） 	<p>・記載表現の相違</p> <p>・記載方針の相違 データ収集計算機等の電源としてディーゼル発電機を使用する旨を追記</p>

第61条 緊急時対策所（本文）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、以下の重大事故等対処設備（通信連絡）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（通信連絡）として、緊急時対策所から中央制御室、屋内外の作業場所、原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備として、衛星電話、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">比較のため 61-7 ページに再掲</p>	<p>b. 通信連絡のための設備</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、以下の重大事故等対処設備（通信連絡）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（通信連絡）として、緊急時対策所から中央制御室、屋内外の作業場所、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備として、衛星電話設備、衛星携帯電話、トランシーバ、インターフォン、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置及び保管する設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備 (2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】) ・衛星携帯電話 (2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】) ・トランシーバ (2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】) ・インターフォン (2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】) ・テレビ会議システム（指揮所・待機所間） (2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】) ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】) 	<p>b. 通信連絡設備</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、無線連絡設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置及び保管する。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話設備（10.12 通信連絡設備） ・無線連絡設備（10.12 通信連絡設備） ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（10.12 通信連絡設備） 	<p>・記載表現の相違</p> <p>・⑧の相違</p> <p>・⑧の相違</p>

第61条 緊急時対策所（本文）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>緊急時対策所は、代替電源設備からの給電を可能とするよう、以下の重大事故等対処設備（電源の確保）を設ける。 全交流動力電源が喪失した場合、代替電源設備としての電源車（緊急時対策所用）を使用する。</p> <p>代替電源設備としての電源車（緊急時対策所用）は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを予備も含めて3台保管することで、多重性を有する設計とする。 電源車（緊急時対策所用）は、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクより、タンクローリーを用いて、燃料を補給できる設計とする。</p> <p>これらの具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 比較のため 61-7 ページに再掲 </div>	<p>(3) 代替電源設備からの給電</p> <p>緊急時対策所は、代替電源設備からの給電を可能とするよう、以下の重大事故等対処設備（電源の確保）を設ける。 緊急時対策所の電源が喪失した場合の重大事故等対処設備（電源の確保）として、緊急時対策所用発電機を使用する。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、指揮所及び待機所それぞれに1台で電源供給可能な容量を有するものを各2台、予備も含めて合計8台保管することで、多重性を有する設計とする。 緊急時対策所用発電機は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて燃料を補給できる設計とする。</p> <p>具体的な設備は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所用発電機 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (2.14 電源設備【57条】) ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ (2.14 電源設備【57条】) ・可搬型タンクローリー (2.14 電源設備【57条】) <p>ディーゼル発電機は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、多様性、位置的分散等を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行う。</p>	<p>(3) 代替電源設備からの給電</p> <p>緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>常設の代替電源設備は、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機2台で緊急時対策所を含む重大事故等発生時に想定される負荷へ給電するために必要な容量を有する設計とする。ガスタービン発電機の燃料はガスタービン発電設備軽油タンク、軽油タンク及びタンクローリーを有しており、軽油タンクからタンクローリーにより燃料をガスタービン発電設備軽油タンクに補給するが、ブルーム通過中には給油を必要とせずに必要負荷に対して7日間（168時間）以上連続給電が可能な設計とする。</p> <p>可搬の代替電源設備は、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）1台で緊急時対策所に電源供給するために必要な容量を有する設計とする。電源車（緊急時対策所用）使用時には電源車（緊急時対策所用）1台が必要負荷に対して7日間（168時間）以上連続運転が可能な容量を有する緊急時対策所軽油タンクへ接続するため、ブルーム通過時において、燃料を補給せずに運転できる設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機及び電源車（緊急時対策所用）により緊急時対策所の電源は多様性を有する設計とする。</p> <p>主要な設備は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガスタービン発電機 (10.2 代替電源設備) ・ガスタービン発電設備軽油タンク (10.2 代替電源設備) ・タンクローリー (10.2 代替電源設備) ・軽油タンク (10.2 代替電源設備) ・ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ (10.2 代替電源設備) ・ガスタービン発電機接続盤 (10.2 代替電源設備) ・緊急用高圧母線2F系 (10.2 代替電源設備) ・電源車（緊急時対策所用） ・緊急時対策所軽油タンク ・緊急時対策所用高圧母線J系 	<ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違 ・①の相違 ・⑥, ⑦の相違 ・⑥, ⑦の相違 ・記載方針の相違 ディーゼル発電機が使用可能な場合は、ディーゼル発電機を SA 設備として使用できることを追記している。 ・記載表現の相違

第61条 緊急時対策所（本文）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所遮蔽（3号及び4号炉共用） ・緊急時対策所非常用空気浄化ファン（3号及び4号炉共用） ・緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット（3号及び4号炉共用） ・空気供給装置（3号及び4号炉共用） ・酸素濃度計（3号及び4号炉共用） ・二酸化炭素濃度計（3号及び4号炉共用） ・緊急時対策所内可搬型エリアモニタ（3号及び4号炉共用） ・緊急時対策所外可搬型エリアモニタ（3号及び4号炉共用） ・安全パラメータ表示システム（S P D S）（3号及び4号炉共用） ・安全パラメータ伝送システム（3号及び4号炉共用） ・S P D S表示装置（3号及び4号炉共用） ・空冷式非常用発電装置（10.2 代替電源設備） ・衛星電話（3号及び4号炉共用）（10.12 通信連絡設備） ・緊急時衛星通報システム（3号及び4号炉共用）（10.12 通信連絡設備） ・携行型通話装置（3号及び4号炉共用）（10.12 通信連絡設備） ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（3号及び4号炉共用）（10.12 通信連絡設備） ・電源車（緊急時対策所用）（3号及び4号炉共用） ・燃料油貯蔵タンク（10.2 代替電源設備） ・重油タンク（10.2 代替電源設備） ・タンクローリー（3号及び4号炉共用）（10.2 代替電源設備） <p>空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーについては、「10.2 代替電源設備」にて記載する。</p> <p>衛星電話、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、「10.12 通信連絡設備」にて記載する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所遮へい（再掲） ・可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン ・可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット ・空気供給装置 ・圧力計 ・酸素濃度・二酸化炭素濃度計（再掲） ・緊急時対策所可搬型エリアモニタ（再掲） ・可搬型モニタリングポスト（2.17監視測定設備【60条】） ・可搬型気象観測設備（2.17監視測定設備【60条】） ・データ収集計算機（再掲） ・ERSS伝送サーバ ・データ表示端末 ・代替非常用発電機（2.14 電源設備【57条】） ・衛星電話設備（再掲） （2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】） ・衛星携帯電話 （2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】） ・トランシーバ （2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】） ・インターフォン （2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】） ・テレビ会議システム（指揮所・待機所間） （2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】） ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 （2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】） ・緊急時対策所用発電機（再掲） ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽（2.14 電源設備【57条】） ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ（2.14 電源設備【57条】） ・可搬型タンクローリー（2.14 電源設備【57条】） <p>ディーゼル発電機、代替非常用発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーについては、「2.14 電源設備」に記載する。可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備については、「2.17監視測定設備」に記載する。</p> <p>衛星電話設備、衛星携帯電話、トランシーバ、インターフォン、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、「2.19通信連絡を行うために必要な設備」に記載する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリー、軽油タンク、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ、ガスタービン発電機接続盤及び緊急用高圧母線2F系については、「10.2 代替電源設備」に記載する。 安全パラメータ表示システム（SPDS）、衛星電話設備、無線連絡設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備については、「10.12通信連絡設備」に記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・⑨の相違 ・大飯の緊急時対策所外可搬型エリアモニタと泊の可搬型モニタリングポストは、計測する単位は異なるがどちらも放射線量を測定する目的は同じ ・②の相違 ・④の相違 ・⑧の相違 ・⑥、⑦の相違 ・⑥、⑦の相違 ・⑧の相違

第61条 緊急時対策所（本文）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>10.9.2.2.1 多様性、位置的分散 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所は、独立した建屋及びそれと一体の緊急時対策所遮蔽並びに換気設備として緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットを有し、さらに、換気設備の電源を電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。これら3号炉及び4号炉中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた場所に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び電源車（緊急時対策所用）は、3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた位置の屋外に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、1台で緊急時対策所を換気するために必要な容量を有するものを予備も含めて3台（3号及び4号炉共用）保管することで多重性を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、1台で緊急時対策所をそれぞれ換気するために必要な容量を有するものを予備も含めて3台（3号及び4号炉共用）保管することで多重性を図る設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置は、異なる通信方式を使用し、多様性を持つ設計とする。</p> <p>代替電源設備としての電源車（緊急時対策所用）は、緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを予備も含めて3台（3号及び4号炉共用）保管することで多重性を図る設計とする。</p> <p>衛星電話、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、「10.12.2.2.1 多様性、位置的分散」に示す。</p>	<p>2.18.1.1 多様性、多重性、独立性及び位置的分散 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所は、独立した建屋及びそれと一体の緊急時対策所遮蔽並びに換気設備として可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、圧力計、酸素濃度・二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタを有し、さらに、換気設備の電源を緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。これら中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所及び緊急時対策所用発電機は、中央制御室とは離れた位置の屋外に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置は、中央制御室とは離れた位置の空調上屋内に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンは、1台で指揮所又は待機所をそれぞれ換気するために必要な容量を有するものを各2台、合計4台を保管することで多重性を持つ設計とする。</p> <p>圧力計、酸素濃度・二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、中央制御室とは離れた位置の緊急時対策所に分散して保管及び設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、1基で指揮所又は待機所をそれぞれ換気するために必要な容量を有するものを各2基、合計4基を保管することで多重性を持つ設計とする。</p> <p>データ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末は、異なる通信方式を使用し、多様性を持つ設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、指揮所及び待機所それぞれに1台で電源供給可能な容量を有するものを各2台、予備も含めて合計8台保管することで多重性を図る設計とする。</p>	<p>10.9.2.2.1 多様性、多重性、独立性及び位置的分散 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所は、中央制御室から独立した緊急時対策建屋と一体の遮蔽及び換気空調設備として、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタを有し、換気空調設備の電源を常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備から給電できる設計とする。これらは中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、中央制御室とは離れた緊急時対策建屋に保管又は設置することで、共通要因によって同時に機能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、1台で緊急時対策建屋内を換気するために必要なファン容量及びフィルタ容量を有するものを合計2台設置することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所の電源設備は、原子炉建屋内に設置する非常用交流電源設備とは100m以上離れた緊急用電気品建屋に常設代替交流電源設備としてガスタービン発電機を設置し、また、原子炉建屋内に設置する非常用交流電源設備とは100m以上離れた緊急時対策建屋の屋外に緊急時対策所用代替交流電源設備として電源車（緊急時対策所用）を保管する。さらに、ガスタービン発電機と電源車（緊急時対策所用）は100m以上の離隔を有することで共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所の電源設備は、中央制御室の電源である非常用交流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用ディーゼル発電機の水冷式に対し、ガスタービ</p>	<p>・記載方針の相違 泊は酸素濃度・二酸化炭素濃度計等を緊急時対策所に保有している旨を記載</p> <p>・①の相違</p> <p>・記載方針の相違 泊は酸素濃度・二酸化炭素濃度計等の位置的分散に関する事項を記載</p> <p>・①の相違</p> <p>・①の相違</p> <p>・①の相違</p>

泊発電所 3 号炉 S A 基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第 61 条 緊急時対策所（本文）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
		<p>ン発電機及び電源車（緊急時対策所用）の冷却方式を空冷式とし、サポート系を不要とする設計とする。また、駆動方式を非常用ディーゼル発電機及び電源車（緊急時対策所用）のディーゼル駆動に対し、ガスタービン発電機をガスタービン駆動とすることで、代替電源設備を含めて多様性を有する設計とする。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）は、1台で緊急時対策所に電源供給するために必要な容量を有する設計とする。</p>	

第61条 緊急時対策所（本文）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>10.9.2.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、緊急時対策所と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び電源車（緊急時対策所用）は、電源操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成ができることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>空気供給装置、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタは、他の設備から独立して単独に使用可能なことにより他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（S P D S）、安全パラメータ伝送システム及びS P D S表示装置は、電源操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>衛星電話、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、「10.12.2.2.2 悪影響防止」に示す。</p>	<p>2.18.1.2 悪影響防止 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所遮へいは、緊急時対策所建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所用発電機は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成ができることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、固縛によって固定をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び緊急時対策所用発電機は、飛来物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>空気供給装置、圧力計、酸素濃度・二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>データ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>10.9.2.2.2 悪影響防止 基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所の遮蔽は、緊急時対策建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置及び緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）は、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成ができることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所の差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、他の設備から独立して使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所の緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）は、固縛を実施することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋の電源設備である緊急時対策所用高圧母線J系は、通常時はガスタービン発電機からの受電遮断器及び電源車（緊急時対策所用）からの受電遮断器を切にすることで切り離し、非常用交流電源設備へ悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）は、輪留め等を実施することで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載方針の相違 泊は緊急時対策所用発電機の固縛に関する事項を記載 記載方針の相違 泊は新設する回転機器に対して、飛来物とならない悪影響防止の設計を記載した。 ⑨の相違 記載表現の相違

第 61 条 緊急時対策所（本文）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
<p>10.9.2.2.3 共用の禁止</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所は、事故対応において 3 号炉及び 4 号炉双方のプラント状況を考慮した指揮命令を行う必要があるため、同一スペースを共用化し、事故収束に必要な緊急時対策所遮蔽、安全パラメータ表示システム（S P D S）、安全パラメータ伝送システム、S P D S 表示装置及び通信連絡設備を設置又は保管する。緊急時対策所、緊急時対策所遮蔽、安全パラメータ表示システム（S P D S）、安全パラメータ伝送システム、S P D S 表示装置及び通信連絡設備を 3 号炉及び 4 号炉で共用することにより、必要な情報（相互のプラント状況、運転員の対応状況等）を共有・考慮しながら、総合的な管理（事故処置を含む）を行うことで、</p> <p>安全性の向上を図る設計とする。また、必要な容量を確保した上で、号炉の区分けなく使用できるようにするとともに、プラントパラメータについては、号炉ごとに表示・監視できるようにすることで、共用により悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	(記載なし)	(記載なし)	大飯の緊急時対策所は、複数ユニット（3 号炉及び 4 号炉）の事故対応に対する設備であるため共用の禁止についての記載がある。

第61条 緊急時対策所（本文）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>10.9.2.2.4 容量等 常設及び可搬型重大事故等対処設備として使用する機器等に必要な容量及び数量の考え方については、基本的な設計方針の「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>緊急時対策所の指揮スペースは、重大事故等に対処するために必要な指示をする対策要員及び原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散の抑制に必要な現場活動等に従事する対策要員等、約110名を収容できる設計とする。また、対策要員等が緊急時対策所に7日間とどまり重大事故等に対処するために必要な数量の放射線管理用資機材や食料等を保管できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置は、緊急時対策所内にとどまる対策要員の線量を低減し、かつ、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がなく維持できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、緊急時対策所を換気するために必要な容量を有するものを1台（3号及び4号炉共用）を使用する。保有数は、故障時及び保守点検のバックアップ用の2台を含めて合計3台（3号及び4号炉共用）を保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、緊急時対策所を換気するために必要な容量を有するものを1台（3号及び4号炉共用）を使用する。保有数は、故障時及び保守点検のバックアップ用の2台を含めて合計3台（3号及び4号炉共用）を保管する設計とする。また、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、緊急時対策所内に対し、放射線による悪影響を及ぼさないよう、十分な放射性物質の除去効率及び吸着能力を有する設計とする。</p> <p>空気供給装置は「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」における放射性物質の放出時間が10時間であることを踏まえて十分な余裕を持つ容量を有する設計とする。</p> <p>代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを2台使用する。保有数は、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、</p>	<p>2.18.2 容量等 基本方針については「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>緊急時対策所の指揮スペースは、重大事故等に対処するために必要な指示をする対策要員及び原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散の抑制に必要な現場活動等に従事する対策要員等、指揮所と待機所を合わせて最大120名を収容できる設計とする。また、対策要員等が緊急時対策所に7日間とどまり重大事故等に対処するために必要な数量の放射線管理用資機材や食料等を保管できる設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置は、緊急時対策所内にとどまる対策要員の線量を低減し、かつ酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がないよう維持できる設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンは、1台で指揮所又は待機所をそれぞれ換気するために必要な容量を有するものを各1台使用する。保有数は、使用する2台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を保管する設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、1基で指揮所又は待機所をそれぞれ換気するために必要な容量を有するものを各1基使用する。保有数は、使用する2基、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2基の合計4基を保管する設計とする。また、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、緊急時対策所内に対し、放射線による悪影響を及ぼさないよう、十分な放射性物質の除去効率及び吸着能力を有する設計とする。</p> <p>空気供給装置は「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」における放射性物質の放出時間が10時間であることを踏まえて十分な余裕を持つ容量を有する設計とする。空気ポンベは、緊急時対策所の指揮所内又は待機所内をそれぞれ加圧するために必要な容量を保有し、故障時及び保守点検時のバックアップ用として各1個を保管する設計とする。</p> <p>代替電源設備である緊急時対策所用発電機は、指揮所及び待機所それぞれに1台で電源供給可能な容量を有するものを各2台使用する。保有数は、使用する4台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として4台の合計8</p>	<p>10.9.2.2.3 容量等 基本方針については、「1.1.7.2 容量等」に示す。</p> <p>緊急時対策所は、想定される重大事故等時において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な対策を行う要員として、緊急時対策所に最大200名を収容できる設計とする。また、対策要員等が緊急時対策所に7日間とどまり重大事故等に対処するために必要な数量の放射線管理用資機材や食料等を配備できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、対策要員の放射線被ばくを低減及び防止するとともに、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な換気容量を有する設計とし、緊急時対策所非常用送風機1台及び緊急時対策所非常用フィルタ装置1基で1セット使用する。</p> <p>保有数は、多重性確保のための1セットを加えた合計2セットを設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用フィルタ装置は、身体サーバイ及び作業服の着替え等を行うための区画を含め緊急時対策建屋内に対して放射線による悪影響を及ぼさないよう、十分な放射性物質の除去効率及び吸着能力を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）は、重大事故等時において緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策所等を正圧化し、緊急時対策所等内へ希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを考慮し、十分な容量を保管する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違 ・①の相違 ・①の相違 ・①の相違 ・記載方針の相違 空気ポンベのバックアップに関する事項を記載 ・①の相違

第61条 緊急時対策所（本文）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>機能喪失時のバックアップ用の1台を含めて合計3台（3号及び4号炉共用）を保管する設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（S P D S）、安全パラメータ伝送システム及びS P D S表示装置は、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と必要なデータ量を伝送できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所内可搬型エリアモニタは、緊急時対策所内の放射線量の測定が可能な台数として1台（3号及び4号炉共用）使用する。保有数は、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、機能喪失時のバックアップ用の1台を含めて合計2台（3号及び4号炉共用）を保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所外可搬型エリアモニタは、緊急時対策所外の放射線量の測定が可能な台数として1台（3号及び4号炉共用）使用する。保有数は、保守点検内容は目視点検等であり、保守点検中でも使用可能であるため、保守点検用は考慮せずに、機能喪失時のバックアップ用の1台を含めて合計2台（3号及び4号炉共用）を保管する設計とする。</p> <p>酸素濃度計は、緊急時対策所内の居住環境の基準値の範囲を測定できるものを、緊急時対策所内に1個（3号及び4号炉共用）使用する。保有数は、機能喪失時及び保守点検のバックアップ用の2個を含めて合計3個（3号及び4号炉共用）を保管する設計とする。</p> <p>二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所内の居住環境の基準値の範囲を測定できるものを、緊急時対策所内に1個（3号及び4号炉共用）使用する。保有数は、機能喪失時及び保守点検のバックアップ用の2個を含めて合計3個（3号及び4号炉共用）を保管する設計とする。</p> <p>衛星電話、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、「10.12.2.2.4 容量等」に示す。</p>	<p>台を保管する設計とする。</p> <p>データ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末は、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と必要なデータ量を伝送できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所可搬型エリアモニタは、緊急時対策所内の放射線量の測定が可能な台数として指揮所、待機所それぞれに各1台使用する。保有数は、使用する2台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を保管する設計とする。</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所内の居住環境の基準値の範囲を測定できるものを指揮所、待機所それぞれに各1個使用する。保有数は、使用する2個、故障時及び保守点検のバックアップ用として2個の合計4個を保管する設計とする。</p> <p>圧力計は、緊急時対策所の正圧化された室内と周辺エリアとの差圧範囲を監視できるものを指揮所、待機所それぞれに各1台使用する。保有数は使用する2台を設置する設計とする。</p> <p>設備仕様については、第10.9.2表及び第10.9.3表に示す。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・①の相違
			<ul style="list-style-type: none"> ・①の相違 ・記載表現の相違 ・①の相違
		<p>酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲内であるとの測定が可能なものを、それぞれ1個使用する。保有数は、1個に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個のそれぞれ合計2個を保管する。</p> <p>差圧計は、緊急時対策所等の正圧化された室内と周辺エリアとの差圧範囲を監視できるものを、1台使用する。保有数は1台を設置する。</p> <p>緊急時対策所可搬型エリアモニタは、重大事故等時において、緊急時対策所内の放射線量の監視に必要な測定範囲を有するものを1台使用する。</p> <p>保有数は、緊急時対策所の1台に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・②の相違

第 61 条 緊急時対策所（本文）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
		<p>を保管する。</p> <p>ガスタービン発電機は 2 台で緊急時対策所を含む重大事故等時に想定される負荷へ給電するために必要な容量を有する設計とする。</p> <p>また、電源車（緊急時対策所用）は 1 台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有する設計とする。保有数は、必要台数 1 台に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として 1 台の合計 2 台を保管する。なお、バックアップ用の 1 台は、可搬型代替交流電源設備である電源車のバックアップ用 1 台と兼用する。</p>	

第61条 緊急時対策所（本文）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>10.9.2.2.5 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、コンクリート構造物として緊急時対策所と一体であり、建屋として重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所内から可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>空気供給装置は、重大事故等時に屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所内可搬型エリアモニタは重大事故等時における緊急時対策所内の環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所内で可能な設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）、SPDS表示装置（計装設備（重大事故等対処設備）及び通信連絡設備と兼用）及び安全パラメータ伝送システム（通信連絡設備と兼用）は、重大事故等時における3号炉及び4号炉原子炉補助建屋、緊急時対策所のそれぞれの環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所外可搬型エリアモニタは、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への入室を待つ対策要員等を放射線等から防護するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画は、緊急時対策所内に設ける。</p> <p>衛星電話、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、「10.12.2.2.5 環境条件等」に示す。</p>	<p>2.18.3 環境条件等 基本方針については、「1.3.3環境条件等」に示す。</p> <p>緊急時対策所遮へいは、コンクリート構造物として緊急時対策所建屋と一体であり、建屋として重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンは、空調上屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における空調上屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所及び緊急時対策所内で可能な設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、空調上屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における空調上屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>空気供給装置は、空調上屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における空調上屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、屋外に保管及び設置するため、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p> <p>圧力計、酸素濃度・二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、緊急時対策所内に保管及び設置するため、重大事故等時における緊急時対策所内の環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所内で可能な設計とする。</p> <p>データ収集計算機及びERSS伝送サーバは、重大事故等時における原子炉補助建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>データ表示端末は、重大事故等時における緊急時対策所内の環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所内で可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への入室を待つ対策要員等を放射線等から防護するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に設ける。</p>	<p>10.9.2.2.4 環境条件等 基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>緊急時対策所の遮蔽は緊急時対策建屋と一体設置した設備であり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策所、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタ並びに緊急時対策所軽油タンク、緊急時対策所用高圧母線J系は、緊急時対策建屋内に設置又は保管し、想定される重大事故等における環境条件を考慮した設計とする。緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所用高圧母線J系の操作は、緊急時対策所内で可能な設計とする。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）は、屋外に保管及び設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。操作は、設置場所で操作可能な設計とする。</p>	<p>・②の相違</p> <p>・①の相違</p>

第61条 緊急時対策所（本文）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
10.9.2.2.6 操作性の確保 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。	2.18.4 操作性及び試験・検査性について 基本方針については、「1.3.4操作性及び試験・検査性」に示す。 (1) 操作性の確保 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び圧力計は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切替えることなく使用できる設計とする。 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、緊急時対策所との接続が速やかに行えるよう、緊急時対策所近傍に保管し、一般的に使用される工具を用いて容易かつ確実にダクトとの接続が可能な設計とともに、交換ができる設計とする。また、緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、緊急時対策所内の操作スイッチによる操作が可能な設計とする。 空気供給装置は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切替えることなく使用できる設計とする。	10.9.2.2.5 操作性の確保 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）及び差圧計は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。 緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）は、緊急時対策所に設置する操作盤において、パネル操作による遠隔操作が可能な設計とする。 差圧計は常設設備として接続作業を不要とし、指示を監視できる設計とする。	
空気供給装置は、速やかに系統構成できるよう、緊急時対策所近傍に保管する設計とともに、容易に交換ができる設計とする。また、緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示値等に応じて緊急時対策所内を空気供給装置により加圧する必要があるため、緊急時対策所内の手動操作バルブにより確実に空気加圧操作ができる設計とする。	空気供給装置は、速やかに系統構成できるよう、緊急時対策所近傍に保管し、簡便な接続規格により容易かつ確実に接続が可能な設計とともに、容易に交換ができる設計とする。また、可搬型モニタリングポストの指示値等に応じて緊急時対策所内を空気供給装置により加圧する必要があるため、緊急時対策所内の手動操作バルブにより確実に空気加圧操作ができる設計とする。 緊急時対策所用発電機を使用した電源系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から遮断器操作にて速やかに切替えられる設計とする。		<ul style="list-style-type: none"> 記載方針の相違 空気供給装置の切替え等に関する事項について記載した。
電源車（緊急時対策所用）は、緊急時対策所との接続が速やかに行えるよう、緊急時対策所近傍に保管し、接続をコネクタ接続とし、接続先と規格を統一することにより確実に接続が行える設計とともに、容易に交換ができる設計とする。また、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。	緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所との接続が速やかに行えるよう、緊急時対策所近傍に保管し、車両により運搬、移動できる設計とともに、車輪止めにより設置場所にて固定が可能な設計とする。 緊急時対策所用発電機は、一般的な工具を用いることで、ボルト・ネジ接続により、ケーブルを接続口に容易かつ確実に接続できる設計とともに、容易に交換ができる設計とする。また、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。	酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、想定される重大事故等時において、設計基準対処施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。酸素濃度計及び二酸化炭素計は、人力により容易に持ち運びが可能な設計とともに、付属の操作スイッチにより、使用場所で操作が可能な設計とする。	<ul style="list-style-type: none"> 記載方針の相違 緊急時対策所用発電機の切替えに関する事項について記載した。 記載表現の相違 ②の相違 ②の相違 記載表現の相違
	緊急時対策所可搬型エリアモニタは、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切替えることなく使用できる設計とす	緊急時対策所可搬型エリアモニタは、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とす	<ul style="list-style-type: none"> 記載方針の相違 緊急時対策所可搬型エリアモニタの切替え等に関する事項について記載した。

第61条 緊急時対策所（本文）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタは、人力により容易に運搬でき、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。また、測定結果は、緊急時対策所内にて容易かつ確実に把握できるよう考慮する。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムは、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p> <p>SPDS表示装置、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、汎用品を用いる等容易かつ確実に操作ができる設計とする。</p> <p>衛星電話、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、「10.12.2.2.6 操作性の確保」に示す。</p>	<p>る。</p> <p>緊急時対策所可搬型エリアモニタは、人力により容易に運搬でき、電源ケーブルはコネクタ接続とし、容易かつ確実に接続できる設計とするとともに、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。また、測定結果は、緊急時対策所内にて容易かつ確実に把握できる設計とする。</p> <p>データ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ構成で使用できる設計とする。</p> <p>データ収集計算機及びERSS伝送サーバは、常時伝送を行うため、通常操作を必要としない設計とする。</p> <p>データ表示端末は、付属の操作スイッチにより操作が可能な設計とし、通信用ケーブルを容易かつ確実に接続できる設計とする。</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ用途で使用できる設計とする。</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、人が携行して移動し、測定場所にて付属の操作スイッチにより容易かつ確実に操作ができる設計とする。</p>	<p>する。緊急時対策所可搬型エリアモニタは、人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに、設置場所にて固定等が可能な設計とする。緊急時対策所可搬型エリアモニタは、付属の操作スイッチにより、設置場所で操作が可能な設計とする。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）及び緊急時対策所軽油タンクは、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所用高圧母線J系は、緊急時対策建屋SPDS室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p>	

第61条 緊急時対策所（本文）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>10.9.2.3 主要設備及び仕様 緊急時対策所（重大事故等時）の主要設備及び仕様は第10.9.2.1表及び第10.9.2.2表に示す。</p> <p>10.9.2.4 試験検査 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 居住性の確保として使用する緊急時対策所遮蔽は、主要部分の断面寸法が確認できる設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。 居住性の確保として使用する緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、通常ラインにて機能・性能の確認が可能な設計とする。また、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、差圧の確認が可能な設計とする。 また、居住性の確保として使用する緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、分解が可能な設計とする。緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、性能の確認ができるよう、フィルタの取り出しが可能な設計とする。 居住性の確保として使用する空気供給装置は、内圧確認による機能・性能の確認が可能な設計とする。 電源設備として使用する電源車（緊急時対策所用）は、適切な負荷へ接続することにより、機能・性能の確認が可能な設計とする。 放射線量の測定に使用する緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタは、校正用線源による特性の確認ができる設計とする。 必要な情報を把握するために使用する情報収集設備は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。 酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定に使用する酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、特性の確認が可能のように、標準器等による校正ができる設計とする。 衛星電話、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、「10.12.2.4 試験検査」に示す。</p>	<p>(2) 試験・検査</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所遮蔽は、主要部分の断面寸法が確認できる設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。 居住性の確保として使用する可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、試験系統により、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、差圧の確認が可能な設計とする。 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、分解が可能な設計とする。可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、性能の確認が可能なようフィルタの取り外しが可能な設計とする。 居住性の確保として使用する空気供給装置は、通気による機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とする。 代替電源設備として使用する緊急時対策所用発電機は、模擬負荷へ接続することにより、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、分解が可能な設計とする。 放射線量の測定に使用する緊急時対策所可搬型エリアモニタは、校正用線源による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正ができる設計とする。 情報の把握を行うために使用するデータ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。 圧力計並びに酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定に使用する酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、模擬入力による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正ができる設計とする。</p>	<p>10.9.2.3 主要設備及び仕様 緊急時対策所の主要機器仕様を第10.9-2表に示す。</p> <p>10.9.2.4 試験検査 基本方針については、「1.1.7.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 緊急時対策所の遮蔽は、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。 緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置及び緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能検査及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、分解が可能な設計とする。可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、性能の確認が可能なようフィルタの取り外しが可能な設計とする。 居住性の確保として使用する空気供給装置は、通気による機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とする。 代替電源設備として使用する緊急時対策所用発電機は、模擬負荷へ接続することにより、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、分解が可能な設計とする。 放射線量の測定に使用する緊急時対策所可搬型エリアモニタは、校正用線源による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正ができる設計とする。 情報の把握を行うために使用するデータ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。 緊急時対策所可搬型エリアモニタは、校正用線源による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正ができる設計とする。 電源車（緊急時対策所用）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、特性試験、分解検査及び外観検査が可能な設計とする。 緊急時対策所軽油タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査並びに発電用原子炉の停止中に漏えい試験及び開放検査が可能な設計とする。 緊急時対策所用高圧母線J系は、発電用原子炉の停止中に特性試験及び外観検査が可能な設計とする。</p>	<p>・⑨の相違</p>

第61条 緊急時対策所（本文）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
第10.9.2.1 表 緊急時対策所（重大事故等時）（常設）の設備仕様 (1) 緊急時対策所遮蔽（3号及び4号炉共用） 個数 一式	表2.18-1 常設重大事故対処設備仕様 (1) 緊急時対策所遮へい 個数 1式	第10.9-2 表 緊急時対策所（重大事故等時）の主要機器仕様 (1) 緊急時対策所 a. 緊急時対策所遮蔽 第8.3-2 表 遮蔽設備（重大事故等時）の主要仕様に記載する。	設備名称等の相違（以下、（泊の）表2.18-1、表2.18-2において同じ）
(2) 緊急時対策所情報収集設備（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 • 計装設備（重大事故等対処設備） • 緊急時対策所 • 通信連絡設備 設備名 安全パラメータ表示システム（S P D S）（3号及び4号炉共用）	(2) 緊急時対策所情報収集設備 a. データ収集計算機 兼用する設備は以下のとおり。 • 緊急時対策所（通常運転時等） • 緊急時対策所（重大事故時等） • 通信連絡設備（通常運転時等） • 通信連絡設備（重大事故時等） • 計装設備（重大事故等対処設備） 設備名 データ収集計算機 個数 1式	a. データ収集計算機 兼用する設備は以下のとおり。 • 緊急時対策所（通常運転時等） • 緊急時対策所（重大事故時等） • 通信連絡設備（通常運転時等） • 通信連絡設備（重大事故時等） • 計装設備（重大事故等対処設備） 設備名 データ収集計算機 個数 1式	記載方針の相違：添八記載との整合
個数 一式 設備名 安全パラメータ伝送システム（3号及び4号炉共用） <small>*1</small>	b. ERSS伝送サーバ 兼用する設備は以下のとおり。 • 緊急時対策所（通常運転時等） • 緊急時対策所（重大事故時等） • 通信連絡設備（通常運転時等） • 通信連絡設備（重大事故時等） 設備名 ERSS伝送サーバ 個数 1式	b. ERSS伝送サーバ 兼用する設備は以下のとおり。 • 緊急時対策所（通常運転時等） • 緊急時対策所（重大事故時等） • 通信連絡設備（通常運転時等） • 通信連絡設備（重大事故時等） 設備名 ERSS伝送サーバ 個数 1式	記載方針の相違：添八記載との整合
個数 一式 設備名 S P D S表示装置（3号及び4号炉共用）	c. データ表示端末 兼用する設備は以下のとおり。 • 緊急時対策所（通常運転時等） • 緊急時対策所（重大事故時等） • 通信連絡設備（通常運転時等） • 通信連絡設備（重大事故時等） • 計装設備（重大事故等対処設備） 設備名 データ表示端末 個数 1式	c. データ表示端末 兼用する設備は以下のとおり。 • 緊急時対策所（通常運転時等） • 緊急時対策所（重大事故時等） • 通信連絡設備（通常運転時等） • 通信連絡設備（重大事故時等） • 計装設備（重大事故等対処設備） 設備名 データ表示端末 個数 1式	記載方針の相違：添八記載との整合
個数 一式 <small>*1 計装設備（重大事故等対処設備）は兼用しない。</small>	(3) 通信連絡設備（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 • 緊急時対策所 • 通信連絡設備 設備名 衛星電話（固定）（3号及び4号炉共用）	(3) 通信連絡設備 a. 衛星電話設備 兼用する設備は以下のとおり。 • 緊急時対策所（通常運転時等） • 緊急時対策所（重大事故時等）	記載方針の相違：添八記載との整合
		次ページと比較	

第61条 緊急時対策所（本文）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p>前ページと比較</p> <p>個数 一式 設備名 緊急時衛星通報システム（3号及び4号炉共用） 個数 一式 設備名 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（3号及び4号炉共用）</p> <p>個数 一式</p>	<p>・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故時等） 設備名 衛星電話設備 個数 1式</p> <p>b. 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 兼用する設備は以下のとおり。 •緊急時対策所（通常運転時等） •緊急時対策所（重大事故時等） •通信連絡設備（通常運転時等） •通信連絡設備（重大事故時等） 設備名 テレビ会議システム 使用回線 有線系回線、衛星系回線 個数 1式 設備名 IP電話 使用回線 有線系回線、衛星系回線 個数 1式 設備名 IP-FAX 使用回線 有線系回線、衛星系回線 個数 1式</p> <p>c. テレビ会議システム（指揮所・待機所間） 兼用する設備は以下のとおり。 •緊急時対策所（重大事故時等） •通信連絡設備（重大事故時等） 設備名 テレビ会議システム（指揮所・待機所間） 個数 1式</p> <p>d. インターフォン •緊急時対策所（重大事故時等） •通信連絡設備（重大事故時等） 設備名 インターフォン 個数 1式</p> <p>(4) 圧力計 兼用する設備は以下のとおり。 •換気空調設備 •緊急時対策所（重大事故時等） 個数 緊急時対策所指揮所用 1 緊急時対策所待機所用 1 測定範囲 0～300Pa</p>		<p>・③の相違</p> <p>記載方針の相違：添八記載との整合</p> <p>記載方針の相違：添八記載との整合 (泊は統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を構成する機器をそれぞれ記載)</p> <p>・⑧の相違</p> <p>・⑨の相違</p>
<p>表10.9.2.2 緊急時対策所（重大事故時等）（可搬型）の設備仕様 (1) 緊急時対策所非常用空気浄化ファン（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 •換気空調設備 •緊急時対策所</p>	<p>表2.18-2 可搬型重大事故等対処設備仕様 (1) 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン 兼用する設備は以下のとおり。 •換気空調設備 •緊急時対策所（重大事故時等）</p>		

表10.9.2.2 緊急時対策所（重大事故時等）（可搬型）の設備仕様

(1) 緊急時対策所非常用空気浄化ファン（3号及び4号炉共用）

兼用する設備は以下のとおり。

- 換気空調設備
- 緊急時対策所

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（本文）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
台数 1（予備2）	台数 緊急時対策所指揮所用 1（予備1） 緊急時対策所待機所用 1（予備1）		
容量 約40m ³ /min	容量 約25m ³ /min（1台当たり）		
(2) 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・換気空調設備 ・緊急時対策所 型式 微粒子フィルタ／よう素フィルタ 基数 1（予備2）	(2) 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット 兼用する設備は以下のとおり。 ・換気空調設備 ・緊急時対策所（重大事故等時） 型式 微粒子フィルタ／よう素フィルタ 基数 緊急時対策所指揮所用 1（予備1） 緊急時対策所待機所用 1（予備1） 容量 約25m ³ /min（1基当たり） 効率 単体除去効率 99.97%以上（0.15 μm 粒子）／95%以上 総合除去効率 99.99%以上（0.7 μm 粒子）／99.75%以上		記載方針の相違：添八記載との整合
(3) 空気供給装置（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・換気空調設備 ・緊急時対策所 型式 空気ボンベ 本数 一式	(3) 空気供給装置 兼用する設備は以下のとおり。 ・換気空調設備 ・緊急時対策所（重大事故等時） 型式 空気ボンベ 個数 緊急時対策所指揮所用 1式 緊急時対策所待機所用 1式	d. 酸素濃度計 兼用する設備は以下のとおり。 ・酸素濃度計（通常運転時等） 個数 1（予備1） 測定範囲 0～100%	記載方針の相違：添八記載との整合
(4) 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・放射線管理設備 ・緊急時対策所 型式 半導体式検出器 個数 1（予備1） 計測範囲 0.001～99.99mSv/h	(4) 緊急時対策所可搬型エリアモニタ 兼用する設備は以下のとおり。 ・放射線管理設備（重大事故等時） ・緊急時対策所（重大事故等時） 個数 緊急時対策所指揮所用 1（予備1） 緊急時対策所待機所用 1（予備1） 計測範囲 0.000～99.99mSv/h 検出器 半導体検出器	e. 二酸化炭素濃度計 兼用する設備は以下のとおり。 ・二酸化炭素濃度計（通常運転時等） 個数 1（予備1） 測定範囲 0.04～5.0%	記載方針の相違：添八記載との整合
(5) 緊急時対策所外可搬型エリアモニタ（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・放射線管理設備 ・緊急時対策所 型式 半導体式検出器 個数 1（予備1） 計測範囲 0.01～999.9 μSv/h	(5) 可搬型モニタリングポスト 兼用する設備は以下のとおり。 ・放射線管理設備（重大事故等時） ・緊急時対策所（重大事故等時） 個数 12（予備1） 計測範囲 10nGy/h～100mGy/h 検出器 NaI(Tl)シンチレーション検出器及び半導体検出器 伝送方法 衛星電話回線	f. 緊急時対策所可搬型エリアモニタ 第8.1-2表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。 g. 可搬型モニタリングポスト 第8.1-2表 放射線管理設備（重大事故等時）の主要機器仕様に記載する。	記載方針の相違：添八記載との整合

第61条 緊急時対策所（本文）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>(6) 可搬型気象観測設備 兼用する設備は以下のとおり。 ・放射線管理設備（重大事故等時） ・緊急時対策所（重大事故等時） 観測項目 風向、風速、日射量、放射収支量、雨量 個数 2（予備1） 伝送方法 無線</p> <p>(6) 酸素濃度計（3号及び4号炉共用） 個数 1（予備2） 測定範囲 0～25%</p> <p>(7) 二酸化炭素濃度計（3号及び4号炉共用） 個数 1（予備2） 測定範囲 0～1%</p> <p>(8) 通信連絡設備（3号及び4号炉共用） 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所 ・通信連絡設備</p> <p>設備名 衛星電話（携帯）（3号及び4号炉共用） 個数 一式 設備名 衛星電話（可搬）（3号及び4号炉共用） 個数 一式 設備名 携行型通話装置（3号及び4号炉共用） 個数 一式</p> <p>(9) 電源車（緊急時対策所用）（3号及び4号炉共用） 台数 2（予備1） 容量 約220kVA（1台当たり） 電圧 440V</p>		・②の相違
	<p>(7) 酸素濃度・二酸化炭素濃度計 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） 個数 2（予備2） 測定範囲 0～40vol%</p> <p>(8) 通信連絡設備 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） a. トランシーバ 設備名 トランシーバ 個数 1式 b. 衛星携帯電話 設備名 衛星携帯電話 個数 1式</p> <p>(9) 緊急時対策所用発電機 台数 4（予備4） 容量 約270kVA（1台当たり） 電圧 200V</p>		記載方針の相違：添八記載との整合
		<p>(2) 電源設備</p> <p>a. 電源車（緊急時対策所用） ディーゼル機関 台数 1（予備1※1） 使用燃料 軽油 発電機 台数 1（予備1※1） 種類 三相同期発電機 容量 約400kVA 力率 0.85</p>	記載方針の相違：添八記載との整合
			・④の相違

泊発電所 3 号炉 S A 基準適合性 比較表 r.4.0

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第 61 条 緊急時対策所（本文）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由					
		<p>電圧 6.9kV 周波数 50Hz</p> <p>※ 1 電源車（緊急時対策所用）の予備 1 台を電源車の予備と兼用する。</p> <p>b. 緊急時対策所軽油タンク</p> <table> <tr> <td>基数 2 (予備 1)</td> </tr> <tr> <td>容量 約 10kL (1 基当たり)</td> </tr> </table> <p>c. 緊急時対策所用高圧母線 J 系</p> <table> <tr> <td>個数 2</td> </tr> <tr> <td>定格電圧 7.2kV</td> </tr> <tr> <td>定格電流 約 1,200A</td> </tr> </table>	基数 2 (予備 1)	容量 約 10kL (1 基当たり)	個数 2	定格電圧 7.2kV	定格電流 約 1,200A	
基数 2 (予備 1)								
容量 約 10kL (1 基当たり)								
個数 2								
定格電圧 7.2kV								
定格電流 約 1,200A								

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
■ 女川2号まとめ資料（添付資料）との比較結果の概要			
添付資料は、女川2号の資料にのみ添付されているもののため、差異比較は女川2号炉と行う。			
1) 設備名称の相違（以下については、差異理由欄に差異理由を記載しない。）			
	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	備考
居住性を確保するための設備	緊急時対策所遮へい	緊急時対策所遮蔽	
	緊急時対策所換気設備	緊急時対策所換気空調系、緊急時対策所加圧設備	
	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン（「可搬型重大事故等対処設備」として整理している。）	緊急時対策所非常用送風機（「常設重大事故等対処設備」として整理している。）	
	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット（「可搬型重大事故等対処設備」として整理している。）	緊急時対策所非常用フィルタ装置（「常設重大事故等対処設備」として整理している。）	
	空気供給装置	緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）	
	圧力計	差圧計	
	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	
重大事故等に対処するためには必要な指示及び通信連絡に係る設備	データ収集計算機、E R S S 伝送サーバ、データ表示端末	安全パラメータ表示システム（S P D S）、（データ収集装置、SPDS 伝送装置及びSPDS 表示装置）	
	緊急時対策所情報収集設備	衛星電話設備	
	衛星電話設備及び衛星携帯電話	衛星電話設備	
	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型）	
	衛星携帯電話	衛星電話設備（携帯型）	
	トランシーバ	無線連絡設備（固定型）	
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	
	運転指令設備	送受話設備（ページング）	
	加入電話設備	局線加入電話設備	
	代替電源設備からの給電	電源車（緊急時対策所用）	
2) 設備または設計方針の相違（以下については、差異理由欄に相違N o. を記載する）			
No.	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
Ⓐ	緊急時対策所として、指揮所及び待機所を設ける。	緊急時対策所は、緊急対策室及びSPDS 室から構成され、緊急時対策建屋に設置する設計とする。	・設計方針の相違 泊は、指揮を行なう要員と現場作業をする要員の幅轍を避けるため指揮所及び待機所を設ける。
Ⓑ	緊急時対策所用発電機は予備機を含めて複数台保有することにより多重性を有した設計。ディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて燃料を手動で補給する。ブルーム放出前においては、10時間運転継続可能な残油量を下回らないように補給する。	ガスタービン発電機及び電源車（緊急時対策所用）により多様性を有した設計。ガスタービン発電機の燃料は、ガスタービン発電設備軽油タンクを用いて自動で補給する。軽油タンクからタンクローリーによりガスタービン発電機軽油タンクへ燃料を補給するが、ブルーム通過中には給油を必要としない。また、電源車（緊急時対策所用）の燃料は緊急時対策所軽油タンクを用いて自動で補給する。	・設備の相違 泊の緊急時対策所用発電機は可搬型設備であり、燃料補給は自動で行われないことから、ブルーム通過前に可搬型タンクローリーを用いて手動で燃料タンクを満杯状態まで補給し、運転を継続する。 活動に必要な電源負荷に対する燃料消費量から、燃料タンク満杯の状態では、指揮所用発電機は19時間、待機所用発電機は24時間連続運転可能であり、ブルーム通過直前に燃料補給をしておくことで活動に影響はない。
Ⓒ	緊急時対策所には、所内常用電源からの分電盤が設置されている。 緊急時対策所の代替電源として緊急時対策所用発電機により給電する。緊急時対策所用発電機は予備機を含めて複数台保有し、多重性を有している。3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機、E R S S 伝送サーバ及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、全交流動力電源喪失時において、代替非常用発電機より給電する。	緊急時対策建屋内には、非常用母線の「緊急時対策所高圧母線J系」を設置している。 緊急時対策所は、全交流動力電源喪失時に代替電源として常設代替電源設備であるガスタービン発電機により緊急時対策所へ給電する。また、ガスタービン発電機による給電ができない場合は、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）により給電する。	・電源構成の相違 泊の緊急時対策所の電源（通信連絡設備の電源を除く。）は、通常時1号炉（又は2号炉）の所内常用母線からの受電している。1号炉（又は2号炉）の所内常用母線電源喪失時には緊急時対策所内に設ける分電盤にて切替を行い、緊急時対策所用発電機から給電する設計としている。 また、通信連絡設備は、通常時3号炉の非常用母線から電力を受電しており、全交流動力電源喪失時においては、3号炉非常用母線に接続する代替非常用発電機から給電する。
Ⓓ	空気供給装置、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットを空調上屋に設ける。	緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）、緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置を緊急時対策建屋に設ける。	・設計方針の相違 泊は、緊急時対策所指揮所及び待機所に隣接した空調上屋を設け、換気空調設備を設置する。
Ⓔ	可搬型気象観測設備	（記載なし）	・設計方針の相違 緊急時対策所におけるブルームの通過方向を把握するために可搬型気象観測設備を設置し、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質侵入の防止又は低減させるための判断に用いる。

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>2.18 緊急時対策所【61条】</p> <p><添付資料 目次></p> <p>2.18 緊急時対策所</p> <p>2.18.1 設置許可基準規則第61条への適合方針</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急時対策所（設置許可基準解釈の第1項a), b), 第2項) (2) 必要な情報を把握できる設備、発電所内外との通信連絡設備（設置許可基準規則第1項第二号及び第三号） (3) 代替電源設備からの給電（設置許可基準解釈の第1項c)） (4) 居住性を確保するための設備（設置許可基準解釈の第1項d), e)) (5) 汚染の持ち込みを防止するための区画の設置（設置許可基準解釈の第1項f)） (6) 通信連絡設備（多様性拡張設備） <p>2.18.2 重大事故等対処設備</p> <p>2.18.2.1 必要な情報を把握できる設備、発電所内外との通信連絡設備</p> <p>2.18.2.1.1 設備概要</p> <p>2.18.2.1.2 主要設備の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急時対策所情報収集設備 (2) トランシーバ (3) 衛星電話設備 (4) 衛星携帯電話 (5) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (6) テレビ会議システム（指揮所・待機所間） (7) インターフォン <p>2.18.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.18.2.2 代替電源設備からの給電</p> <p>2.18.2.2.1 設備概要</p> <p>2.18.2.2.2 主要設備の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急時対策所用発電機 <p>2.18.2.2.3 緊急時対策所の電源設備の多重性又は多様性について</p>	<p>3.18 緊急時対策所【61条】</p> <p><添付資料 目次></p> <p>3.18 緊急時対策所</p> <p>3.18.1 設置許可基準規則第61条への適合方針</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急時対策所（設置許可基準解釈の第1項a), b), 第2項) (2) 必要な情報を把握できる設備、発電所内外との通信連絡設備（設置許可基準規則第1項第二号及び第三号） (3) 代替電源設備からの給電（設置許可基準解釈の第1項c)） (4) 居住性を確保するための設備（設置許可基準解釈の第1項d), e)) (5) 汚染の持ち込みを防止するための区画の設置（設置許可基準解釈の第1項f)） (6) 通信連絡設備（自主対策設備） (7) 電源車接続口（緊急時対策建屋南側）（自主対策設備） (8) 予備電源車（自主対策設備） <p>3.18.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.18.2.1 必要な情報を把握できる設備、発電所内外との通信連絡設備</p> <p>3.18.2.1.1 設備概要</p> <p>3.18.2.1.2 主要設備の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 安全パラメータ表示システム（SPDS） (2) 無線連絡設備（固定型） (3) 無線連絡設備（携帯型） (4) 衛星電話設備（固定型） (5) 衛星電話設備（携帯型） (6) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 <p>3.18.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.18.2.2 代替電源設備からの給電</p> <p>3.18.2.2.1 設備概要</p> <p>3.18.2.2.2 主要設備の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ガスタービン発電機 (2) ガスタービン発電設備軽油タンク (3) ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ (4) 軽油タンク (5) タンクローリ (6) ガスタービン発電機接続盤 (7) 緊急用高圧母線2F系 (8) 電源車（緊急時対策所用） (9) 緊急時対策所軽油タンク (10) 緊急時対策所用高圧母線J系 <p>3.18.2.2.3 緊急時対策所の電源設備の多重性又は多様性について</p>	<p>記載名称の相違（多様性拡張設備⇒自主対策設備） どちらも自主的に整備した設備を表し意味するところは同じ。（以下同じ）</p> <p>設備の相違 自主対策設備（多様性拡張設備）としての電源車接続口に相当するものは泊には無いが、緊急時対策所用発電機はボルト・ネジ接続することにより女川と同等の機能を維持できるように設計している。</p> <p>設備の相違 女川は、電源車（緊急時対策所用）のバッカアップとして可搬型代替交流電源設備の予備1台と兼用することとしているが、泊は、緊急時対策所用発電機を予備を含めて複数台保有することで信頼性を確保している。</p> <p>設備の相違 女川の無線連絡設備（固定型）は、泊ではSA設備として設置していないが、衛星電話設備にてその機能（緊急時対策所から現場までの通信機能）を充足するため重大事故等に対処可能と判断している。（大飯と同様）（以下同じ）</p> <p>Ⓐの相違 指揮所・待機所間の連絡のため、テレビ会議システム及びインターフォンを設置する。</p> <p>Ⓑ、Ⓒの相違</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>て</p> <p>2. 18. 2. 2. 4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2. 18. 2. 2. 4. 1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2. 18. 2. 2. 4. 2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>2. 18. 2. 3 居住性を確保するための設備</p> <p>2. 18. 2. 3. 1 設備概要</p> <p>2. 18. 2. 3. 2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 緊急時対策所</p> <p>(2) 緊急時対策所遮へい</p> <p>(3) 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン</p> <p>(4) 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</p> <p>(5) 空気供給装置</p> <p>(6) 圧力計</p> <p>(7) 酸素濃度・二酸化炭素濃度計</p> <p>(8) 緊急時対策所可搬型エリアモニタ</p> <p>(9) 可搬型モニタリングポスト</p> <p>(10) 可搬型気象観測設備</p> <p>2. 18. 2. 3. 3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2. 18. 2. 3. 3. 1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p>	<p>て</p> <p>3. 18. 2. 2. 4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3. 18. 2. 2. 4. 1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3. 18. 2. 2. 4. 2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>3. 18. 2. 2. 4. 3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>3. 18. 2. 3 居住性を確保するための設備</p> <p>3. 18. 2. 3. 1 設備概要</p> <p>3. 18. 2. 3. 2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 緊急時対策所</p> <p>(2) 緊急時対策所遮蔽</p> <p>(3) 緊急時対策所非常用送風機</p> <p>(4) 緊急時対策所非常用フィルタ装置</p> <p>(5) 緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）</p> <p>(6) 差圧計</p> <p>(7) 酸素濃度計</p> <p>(8) 二酸化炭素濃度計</p> <p>(9) 緊急時対策所可搬型エリアモニタ</p> <p>(10) 可搬型モニタリングポスト</p>	<p>代替電源設備は、泊では常設 S Aではなく、可搬の緊急時対策所用発電機を設置している。</p> <p>⑩の相違</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号） (6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3. 18. 2. 3. 3. 2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号） (2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号） (3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2. 18. 2. 3. 3. 3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号） (2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号） (3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号） (4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号） (5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号） (6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号） (7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号） (6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3. 18. 2. 3. 3. 2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号） (2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号） (3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>3. 18. 2. 3. 3. 3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号） (2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号） (3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号） (4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号） (5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号） (6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号） (7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>2.18 緊急時対策所【61条】</p> <p>【設置許可基準規則】 (緊急時対策所)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。 二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。 三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。 <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。 (解釈)</p> <p>1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。 b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。 c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。 d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。 e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。 ② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講ずる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。 ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。 f) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止す 	<p>3.18 緊急時対策所【61条】</p> <p>【設置許可基準規則】 (緊急時対策所)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。 二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。 三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。 <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。 (解釈)</p> <p>1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。 b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。 c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。 d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。 e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。 ② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。 ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。 f) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止す 	

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>るため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p>	<p>るため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p>	

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>2.18 緊急時対策所 2.18.1 設置許可基準規則第61条への適合方針</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置及び保管する。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。緊急時対策所として、指揮所及び待機所を設ける。</p> <p>(1) 緊急時対策所（設置許可基準解釈の第1項a), b), 第2項)</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動に対する地震力に対し、機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。地震及び津波に対しては、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計【39条】」、「1.5.2 重大事故等対処施設の耐津波設計【40条】」に基づく設計とする。また、緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置及び保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>(2) 必要な情報を把握できる設備、発電所内外との通信連絡設備（設置許可基準規則第1項第二号及び第三号）</p> <p>a. 必要な情報を把握できる設備</p> <p>重大事故等対処設備（情報の把握）として、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる情報収集設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所で表示できるよう、データ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末を設置する設計とする。</p> <p>b. 発電所内外との通信連絡設備</p> <p>重大事故等対処設備（通信連絡）として、緊急時対策所か</p>	<p>3.18 緊急時対策所 3.18.1 設置許可基準規則第61条への適合方針</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は保管する。また、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>(1) 緊急時対策所（設置許可基準解釈の第1項a), b), 第2項)</p> <p>緊急時対策所として、緊急対策室及びSPDS室から構成する緊急時対策所を緊急時対策建屋内に設置する。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じができるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動による地震力に対して機能喪失しない設計とするとともに、基準津波を受けない方針とする。地震及び津波に対しては、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計」及び「1.5.2 重大事故等対処施設の耐津波設計」に基づく設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する。</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる設計とする。</p> <p>(2) 必要な情報を把握できる設備、発電所内外との通信連絡設備（設置許可基準規則第1項第二号及び第三号）</p> <p>a. 必要な情報を把握できる設備</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等時においても、重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備として、データ収集装置、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室内の運転員を介さず</p> <p>b. 発電所内外との通信連絡設備</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても</p>	<p>Ⓐの相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>ら中央制御室、屋内外の作業場所、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、通信連絡設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備として、衛星電話設備、衛星携帯電話、トランシーバ、インターフォン、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>(3) 代替電源設備からの給電（設置許可基準解釈の第1項c）</p> <p>緊急時対策所の電源が喪失した場合の重大事故等対処設備（電源の確保）として、緊急時対策所用発電機を使用する。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、指揮所及び待機所それぞれに1台で電源供給可能な容量を有するものを各2台、予備も含めて合計8台保管することで、多重性を有する設計とする。</p> <p>(4) 居住性を確保するための設備（設置許可基準解釈の第1項d）、e))</p> <p>重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、以下の重大事故等対処設備（居住性の確保）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（居住性の確保）として、緊急時対策所遮へい、緊急時対策所換気設備、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、緊急時対策所可搬型エリアモニタ、可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所内でのマスクの着用、交代要員体制及び安定よう素剤の服用がなく、仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断基準とする。</p> <p>a. 緊急時対策所遮へい、緊急時対策所換気設備</p>	<p>発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、無線連絡設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>(3) 代替電源設備からの給電（設置許可基準解釈の第1項c）</p> <p>緊急時対策所は、全交流動力電源が喪失した場合に、代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機は、2台で緊急時対策所を含む重大事故等発生時に必要な負荷に電源供給可能な設計とする。ガスタービン発電機の燃料はガスタービン発電設備軽油タンク、軽油タンク及びタンクローリーを有しており、軽油タンクからタンクローリーにより燃料をガスタービン発電設備軽油タンクに補給するが、ブルーム通過中には給油を必要とせずに必要負荷に対して7日間（168時間）以上連続給電が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）は、1台で必要な負荷に給電可能な設計とする。電源車（緊急時対策所用）は1台で使用し、必要負荷に対して7日間（168時間）以上連続運転が可能な容量を有する緊急時対策所軽油タンクへ接続するため、ブルーム通過時において、燃料を補給せずに運転できる設計とする。また、電源車（緊急時対策所用）は、緊急時対策建屋北側に1台を配備する設計とする。</p> <p>(4) 居住性を確保するための設備（設置許可基準解釈の第1項d）、e))</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するために必要な重大事故等対策要員（以下「対策要員」という。）がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調系、緊急時対策所加圧設備、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型モニタリングポスト及び緊急時対策所可搬型エリアモニタを設ける。</p> <p>緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>a. 緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調系、緊急時対策</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>⑧、⑨の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>⑩の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>緊急時対策所遮へいは、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮へいの性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。なお、換気設計に当たっては、緊急時対策所の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。緊急時対策所換気設備として、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、圧力計及び空気供給装置を保管及び設置する設計とする。</p> <p>圧力計は、緊急時対策所が正圧化された状態であることを監視できる設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、ブルーム通過後の緊急時対策所内を換気できる設計とする。</p> <p>b. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定 緊急時対策所には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度・二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</p> <p>c. 放射線量の測定及び気象観測 緊急時対策所には、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量等を監視、測定する緊急時対策所可搬型エリアモニタ、可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備を保管する設計とする。</p> <p>(5) 汚染の持ち込みを防止するための区画の設置（設置許可基準解釈の第1項f） 重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所の外側から室内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p>また、緊急時対策所においては、炉心の著しい損傷が発生</p>	<p>所加圧設備 緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密性、緊急時対策所換気空調系及び緊急時対策所加圧設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、緊急時対策所換気空調系として、緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置を設ける。また、緊急時対策所等の加圧のために、緊急時対策所加圧設備として、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）及び差圧計を設ける。</p> <p>緊急時対策所の緊急時対策所非常用送風機は、緊急時対策所を含む緊急時対策建屋地下階を正圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。また、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）は、ブルーム通過時ににおいて、緊急時対策所等を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</p> <p>差圧計は、緊急時対策所等が正圧化された状態であることを監視できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、ブルーム通過後の緊急時対策建屋内を換気できる設計とする。</p> <p>b. 酸素及び二酸化炭素濃度の測定設備 緊急時対策所には、酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</p> <p>c. 放射線量の測定設備 緊急時対策所には、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定するため、さらに緊急時対策所加圧設備による加圧判断のために使用する緊急時対策所可搬型エリアモニタ及び可搬型モニタリングポストを保管する設計とする。</p> <p>(5) 汚染の持ち込みを防止するための区画の設置（設置許可基準解釈の第1項f） 重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p>また、緊急時対策所においては、炉心の著しい損傷が発生</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>した場合においても対策要員がとどまるための多様性拡張設備として、以下を整備する。</p> <p>(6) 通信連絡設備（多様性拡張設備） 緊急時対策所においては、炉心の著しい損傷が発生した場合においても発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための多様性拡張設備として、運転指令設備、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、加入電話設備、専用電話設備、無線通話装置及び携帯電話を整備する。</p>	<p>した場合においても対策要員がとどまるための自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>(6) 通信連絡設備（自主対策設備） 緊急時対策所においては、炉心の著しい損傷が発生した場合においても発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための自主対策設備として、送受話器（ページング）（警報装置を含む。）、電力保安通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）、移動無線設備を整備する。</p> <p>(7) 電源車接続口（緊急時対策建屋南側）（自主対策設備） 電源車（緊急時対策所用）による確実な電源確保のため、緊急時対策建屋北側に電源車接続口を設置するほかに、緊急時対策建屋南側にも接続可能な設計とする。</p> <p>(8) 予備電源車（自主対策設備） 緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）は、可搬型代替交流電源設備である電源車と同仕様であるため、更なる安全性向上のためのバックアップとして、第4保管エリアに配備する可搬型代替交流電源設備の予備1台と兼用する。</p>	<p>設備の相違 緊急時対策所内における初動対応上、多様性を確保するのに必要と判断して緊急時対策所内にて携帯電話を利用可能としている。（大飯と同様）（以下同じ）</p> <p>設備の相違 自主対策設備（多様性拡張設備）としての電源車接続口に相当するものは泊には無いが、緊急時対策所用発電機はボルト・ネジ接続することにより女川と同等の機能を維持できるように設計している。</p> <p>設備の相違 女川は、電源車（緊急時対策所用）のバックアップとして可搬型代替交流電源設備の予備1台と兼用することとしているが、泊は、緊急時対策所用発電機を予備を含めて複数台保有することで信頼性を確保している。</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>2. 18. 2 重大事故等対処設備</p> <p>2. 18. 2. 1 必要な情報を把握できる設備、発電所内外との通信連絡設備</p> <p>2. 18. 2. 1. 1 設備概要</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に對処するために必要な情報を把握できる設備として、以下の大事故等対処設備（情報の把握）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（情報の把握）として、重大事故等に對処するために必要な情報を中央制御室の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる情報収集設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所で表示できるよう、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置を設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策所における必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備の系統概要図を図2.18-1に、重大事故等対処設備一覧を表2.18-1に示す。</p>	<p>3. 18. 2 重大事故等対処設備</p> <p>3. 18. 2. 1 必要な情報を把握できる設備、発電所内外との通信連絡設備</p> <p>3. 18. 2. 1. 1 設備概要</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に對処するために必要な情報を把握できる設備として、データ収集装置、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、重大事故等に対処するために必要な情報を中央制御室の運転員を介さずに緊急時対策所において把握できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として、無線連絡設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備を設置又は保管する。</p> <p>緊急時対策所における必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備の系統概要図を図3.18-1に、重大事故等対処設備一覧を表3.18-1に示す。</p>	記載表現の相違

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由																																
	<p>表2.18-1 緊急時対策所における必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td><td> ① 携行型通話装置【可搬】 ② トランシーバ【可搬】 ③ 衛星電話設備【常設】（中央制御室） ④ 衛星電話設備【常設】（緊急時対策所） ⑤ 衛星携帯電話【可搬】 ⑥ テレビ会議システム（指揮所・待機所間）【常設】 ⑦ インターフォン【常設】 ⑧ データ伝送設備【常設】 </td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>—</td></tr> <tr> <td>水源（水源に関する流路、電源設備を含む）</td><td>—</td></tr> <tr> <td>流路</td><td> 衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】③、 ④ テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、 インターフォン（屋外アンテナ）【常設】 ⑥、⑦ 無線通話装置【常設】⑧ 有線（建屋内）【可搬】① 有線（建屋内）【常設】③、④ 有線（建屋外）【常設】⑥、⑦、⑧ </td></tr> <tr> <td>注水先</td><td>—</td></tr> <tr> <td>電源設備</td><td> 乾電池①、② 充電池②、③、⑤ 代替交流電源設備 ④、⑧ ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 緊急時対策所用発電機 ④、⑥～⑧ ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 </td></tr> <tr> <td>計装設備</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>表3.18-1 緊急時対策所における必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td><td> ①安全パラメータ表示システム（SPDS）【常設】 ②無線連絡設備（固定型）【常設】 ③無線連絡設備（携帯型）【可搬】 ④衛星電話設備（固定型）【常設】 ⑤衛星電話設備（携帯型）【可搬】 ⑥統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備【常設】 </td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>—</td></tr> <tr> <td>水源</td><td>—</td></tr> <tr> <td>流路（伝送路）</td><td> 無線通信装置【常設】① 無線連絡設備（屋外アンテナ）【常設】② 衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】④ 衛星通信装置【常設】⑥ 有線（建屋内）【常設】①②④⑥ </td></tr> <tr> <td>注水先</td><td>—</td></tr> <tr> <td>電源設備*</td><td> ガススタービン発電機【常設】①～⑥ ガススタービン発電設備軽油タンク【常設】①～⑥ 軽油タンク【常設】①～⑥ タンクローリー【可搬】①～⑥ ガススタービン発電設備燃料移送ポンプ【常設】①～⑥ ガススタービン発電機接続盤【常設】①～⑥ 緊急用高圧母線2F系【常設】①～⑥ 電源車（緊急時対策所用）【可搬】①～⑥ 緊急時対策所軽油タンク【常設】①～⑥ 緊急時対策所用高圧母線J系【常設】①～⑥ </td></tr> <tr> <td>計装設備</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>* 1：単線結線図を補足説明資料61-2に示す。 電源設備については「3.18.2.2 代替電源設備からの給電」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	① 携行型通話装置【可搬】 ② トランシーバ【可搬】 ③ 衛星電話設備【常設】（中央制御室） ④ 衛星電話設備【常設】（緊急時対策所） ⑤ 衛星携帯電話【可搬】 ⑥ テレビ会議システム（指揮所・待機所間）【常設】 ⑦ インターフォン【常設】 ⑧ データ伝送設備【常設】	附属設備	—	水源（水源に関する流路、電源設備を含む）	—	流路	衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】③、 ④ テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、 インターフォン（屋外アンテナ）【常設】 ⑥、⑦ 無線通話装置【常設】⑧ 有線（建屋内）【可搬】① 有線（建屋内）【常設】③、④ 有線（建屋外）【常設】⑥、⑦、⑧	注水先	—	電源設備	乾電池①、② 充電池②、③、⑤ 代替交流電源設備 ④、⑧ ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 緊急時対策所用発電機 ④、⑥～⑧ ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】	計装設備	—	設備区分	設備名	主要設備	①安全パラメータ表示システム（SPDS）【常設】 ②無線連絡設備（固定型）【常設】 ③無線連絡設備（携帯型）【可搬】 ④衛星電話設備（固定型）【常設】 ⑤衛星電話設備（携帯型）【可搬】 ⑥統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備【常設】	附属設備	—	水源	—	流路（伝送路）	無線通信装置【常設】① 無線連絡設備（屋外アンテナ）【常設】② 衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】④ 衛星通信装置【常設】⑥ 有線（建屋内）【常設】①②④⑥	注水先	—	電源設備*	ガススタービン発電機【常設】①～⑥ ガススタービン発電設備軽油タンク【常設】①～⑥ 軽油タンク【常設】①～⑥ タンクローリー【可搬】①～⑥ ガススタービン発電設備燃料移送ポンプ【常設】①～⑥ ガススタービン発電機接続盤【常設】①～⑥ 緊急用高圧母線2F系【常設】①～⑥ 電源車（緊急時対策所用）【可搬】①～⑥ 緊急時対策所軽油タンク【常設】①～⑥ 緊急時対策所用高圧母線J系【常設】①～⑥	計装設備	—		設備構成の相違
設備区分	設備名																																		
主要設備	① 携行型通話装置【可搬】 ② トランシーバ【可搬】 ③ 衛星電話設備【常設】（中央制御室） ④ 衛星電話設備【常設】（緊急時対策所） ⑤ 衛星携帯電話【可搬】 ⑥ テレビ会議システム（指揮所・待機所間）【常設】 ⑦ インターフォン【常設】 ⑧ データ伝送設備【常設】																																		
附属設備	—																																		
水源（水源に関する流路、電源設備を含む）	—																																		
流路	衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】③、 ④ テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、 インターフォン（屋外アンテナ）【常設】 ⑥、⑦ 無線通話装置【常設】⑧ 有線（建屋内）【可搬】① 有線（建屋内）【常設】③、④ 有線（建屋外）【常設】⑥、⑦、⑧																																		
注水先	—																																		
電源設備	乾電池①、② 充電池②、③、⑤ 代替交流電源設備 ④、⑧ ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 緊急時対策所用発電機 ④、⑥～⑧ ディーゼル発電機燃料油貯油槽【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】																																		
計装設備	—																																		
設備区分	設備名																																		
主要設備	①安全パラメータ表示システム（SPDS）【常設】 ②無線連絡設備（固定型）【常設】 ③無線連絡設備（携帯型）【可搬】 ④衛星電話設備（固定型）【常設】 ⑤衛星電話設備（携帯型）【可搬】 ⑥統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備【常設】																																		
附属設備	—																																		
水源	—																																		
流路（伝送路）	無線通信装置【常設】① 無線連絡設備（屋外アンテナ）【常設】② 衛星電話設備（屋外アンテナ）【常設】④ 衛星通信装置【常設】⑥ 有線（建屋内）【常設】①②④⑥																																		
注水先	—																																		
電源設備*	ガススタービン発電機【常設】①～⑥ ガススタービン発電設備軽油タンク【常設】①～⑥ 軽油タンク【常設】①～⑥ タンクローリー【可搬】①～⑥ ガススタービン発電設備燃料移送ポンプ【常設】①～⑥ ガススタービン発電機接続盤【常設】①～⑥ 緊急用高圧母線2F系【常設】①～⑥ 電源車（緊急時対策所用）【可搬】①～⑥ 緊急時対策所軽油タンク【常設】①～⑥ 緊急時対策所用高圧母線J系【常設】①～⑥																																		
計装設備	—																																		

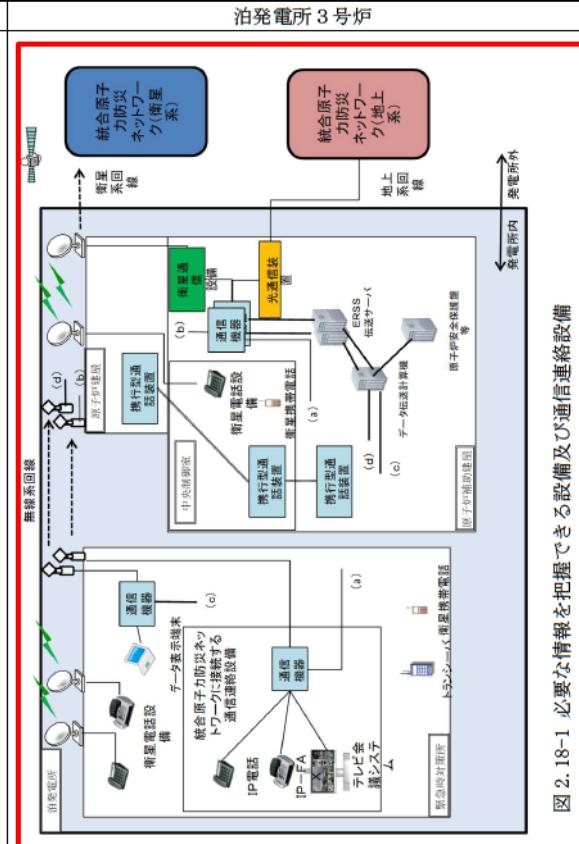


図 2.18-1 必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備

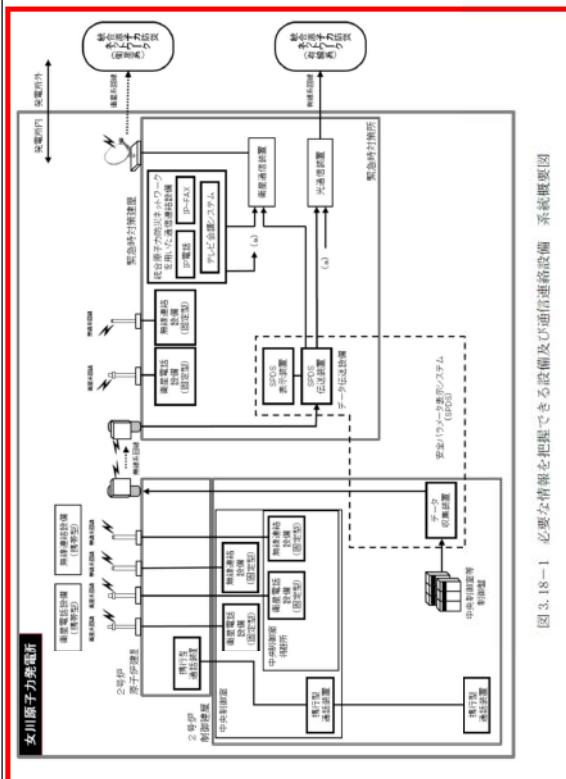


図 3.18-1 必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備 系統概要図

設備構成の相違

発電所 3 号炉 SA 基準適合性 比較表 r.4.0

赤字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） <p>使用回線 無線系回線 個数 1式</p> <p>(3) 衛星電話設備 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） <p>使用回線 衛星系回線 個数 1式</p> <p>(4) 衛星携帯電話 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） <p>使用回線 衛星系回線 個数 1式</p> <p>(5) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） <p>a. テレビ会議システム 使用回線 有線系回線、衛星系回線 個数 1式</p> <p>b. IP電話 使用回線 有線系回線、衛星系回線 個数 1式</p> <p>c. IP-FAX 使用回線 有線系回線、衛星系回線 個数 1式</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） <p>使用回線 無線系回線 個数 一式</p> <p>使用場所 屋外 保管場所 緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</p> <p>(4) 衛星電話設備（固定型） 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（通常運転時等） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） <p>使用回線 衛星系回線 個数 一式</p> <p>取付箇所 緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</p> <p>(5) 衛星電話設備（携帯型） 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（通常運転時等） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） <p>使用回線 衛星系回線 個数 一式</p> <p>使用場所 屋外 保管場所 緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</p> <p>(6) 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所（通常運転時等） ・通信連絡設備（通常運転時等） ・通信連絡設備（重大事故等時） <p>a. テレビ会議システム 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式</p> <p>b. IP電話 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式</p> <p>c. IP-FAX 使用回線 有線系回線及び衛星系回線 個数 一式</p> <p>取付箇所 緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）</p>	記載方針の相違：添八記載との整合
			記載方針の相違：添八記載との整合

泊発電所 3 号炉 S A 基準適合性 比較表 r.4.0

赤字 : 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字 : 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字 : 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第 61 条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
	<p>(6) テレビ会議システム（指揮所・待機所間） 兼用する設備は以下のとおり。 • 緊急時対策所（重大事故等時） • 通信連絡設備（重大事故等時） 個数 1 式</p> <p>(7) インターフォン 兼用する設備は以下のとおり。 • 緊急時対策所（重大事故等時） • 通信連絡設備（重大事故等時） 使用回線 有線系回線 個数 1 式</p>		<p>Ⓐの相違 指揮所・待機所間の連絡のため、テレビ会議システム及びインターフォンを設置する。</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>2. 18. 2. 1. 3 設置許可基準規則第43条への適合方針 （常設並びに可搬型重大事故等対処設備の安全設計方針に対する適合性）</p> <p>緊急時対策所における緊急時対策所情報収集設備及び通信連絡設備の適合性については「2. 19 通信連絡を行うために必要な設備（設置許可基準規則第62条に対する設計方針を示す章）」にて示す。</p>	<p>3. 18. 2. 1. 3 設置許可基準規則第43条への適合方針 （常設並びに可搬型重大事故等対処設備の安全設計方針に対する適合性）</p> <p>緊急時対策所における安全パラメータ表示システム（SPDS）及び通信連絡設備の適合性については「3. 19 通信連絡を行うために必要な設備（設置許可基準規則第62条に対する設計方針を示す章）」にて示す。</p>	

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>2. 18. 2. 2 代替電源設備からの給電 2. 18. 2. 2. 1 設備概要 緊急時対策所は、代替電源設備からの給電を可能とするよう、以下の重大事故等対処設備（電源の確保）を設ける。</p> <p>緊急時対策所の電源が喪失した場合の重大事故等対処設備（電源の確保）として、緊急時対策所用発電機を使用する。</p> <p>本系統に関する重大事故等対処設備を表2. 18-2に、緊急時対策所の代替電源設備系統図を図2. 18-2に示す。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、指揮所及び待機所それぞれに1台で電源供給可能な容量を有するものを各2台、予備も含めて合計8台保管することで、多重性を有する設計とする。</p>	<p>3. 18. 2. 2 代替電源設備からの給電 3. 18. 2. 2. 1 設備概要 全交流動力電源喪失時の重大事故等対処設備として、代替電源設備を設ける設計とする。</p> <p>本系統は常設の代替交流電源設備として、ガスタービン機関及び発電機を搭載した「ガスタービン発電機」、ガスタービン発電機の燃料を保管する「軽油タンク」、軽油タンクからガスタービン発電設備軽油タンクまで燃料を運搬する「タンクローリー」、ガスタービン発電機の燃料を保管する「ガスタービン発電設備軽油タンク」、ガスタービン発電設備軽油タンクからガスタービン発電機に燃料を供給する「ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ」、ガスタービン発電機から緊急時対策所に電源供給する電路である「ガスタービン発電機接続盤」、「緊急用高圧母線2F系」、「緊急時対策所用高圧母線J系」及び「ガスタービン発電機～緊急時対策所用高圧母線J系電路」で構成する設計とする。</p> <p>また、可搬の代替交流電源設備として、ディーゼルエンジン及び発電機を搭載した「電源車（緊急時対策所用）」、電源車（緊急時対策所用）の燃料を保管する「緊急時対策所軽油タンク」、電源車（緊急時対策所用）から緊急時対策所に電源供給する電路である「緊急時対策所用高圧母線J系」、「電源車（緊急時対策所用）～電源車接続口（緊急時対策建屋）電路」及び「電源車接続口（緊急時対策建屋）～緊急時対策所用高圧母線J系電路」で構成する設計とする。</p> <p>本系統に関する重大事故等対処設備を表3. 18-2に、緊急時対策所の代替電源設備系統図を図3. 18-2、3に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機は、2台で緊急時対策所を含む重大事故等発生時に想定される負荷へ給電するために必要な容量を有する設計とする。また、ガスタービン発電設備軽油タンク（330kL）、軽油タンク（330kL）及びタンクローリーを有しており、軽油タンクからタンクローリーにより燃料をガスタービン発電設備軽油タンクに補給するが、ブルーム通過中には給油を必要とせずに必要負荷に対して7日間（168時間）以上連続給電が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）は、1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有する設計とする。また、緊急時対策所軽油タンク（20kL）を有しており、必要負荷に対して7日間（168時間）以上連続給電が可能であり、ブルーム通過時に給油を必要としない設計とする。</p> <p>また、電源車（緊急時対策所用）は、緊急時対策建屋北側に1台を配備する設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋内に設置する緊急時対策所用高圧母線J系は、通常時は非常用高圧母線2D系より受電している。外部電源の喪失等により非常用高圧母線の電圧が低下した場合は非常用ディーゼル発電機が自動起動し、継続して非常用高圧母線2D系より緊急時対策所用高圧母線J系へ電源供給を行う。</p> <p>非常用ディーゼル発電機の機能が喪失している場合、緊急時対</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>⑧、⑩の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>⑧、⑩の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>⑧、⑩の相違</p> <p>⑧、⑩の相違</p> <p>⑧、⑩の相違</p>

泊発電所 3 号炉 S A 基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第 61 条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
	<p>代替電源設備を含めた給電に対する多重性又は多様性については、2. 18. 2. 2. 3項に詳細を示す。</p>	<p>緊急時対策所用高圧母線 J 系は、ガスタービン発電機からの電源へ自動で切り替わる設計とする。 さらに、ガスタービン発電機も機能喪失している場合、緊急時対策建屋北側に配備した電源車（緊急時対策所用）を操作パネルにより手動起動し、緊急時対策所用高圧母線 J 系の遮断器操作により必要な負荷へ給電した後、電源車接続口（緊急時対策建屋）にて燃料配管へ接続し給油可能な設計とする。 また、電源車（緊急時対策所用）の運転中は、緊急時対策所軽油タンクから自動で燃料供給を行う設計とする。 代替電源設備を含めた給電に対する多重性又は多様性については、3. 18. 2. 2. 3項に詳細を示す。</p>	<small>⑩, ⑫の相違</small>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由																								
	<p>表2.18-2 代替電源設備からの給電に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td><td>緊急時対策所用発電機【可搬】</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>—</td></tr> <tr> <td>燃料流路</td><td>—</td></tr> <tr> <td>燃料補給先</td><td>緊急時対策所用発電機【可搬】</td></tr> <tr> <td>電路</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	設備区分	設備名	主要設備	緊急時対策所用発電機【可搬】	附属設備	—	燃料流路	—	燃料補給先	緊急時対策所用発電機【可搬】	電路	—	<p>表3.18-2 代替電源設備からの給電に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td><td>ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ【常設】 ガスタービン発電機接続盤【常設】 緊急用高圧母線2F系【常設】*1 電源車（緊急時対策所用）【可搬】 緊急時対策所軽油タンク【常設】 緊急時対策所用高圧母線J系【常設】*2</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>—</td></tr> <tr> <td>燃料流路</td><td>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 緊急時対策所燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】</td></tr> <tr> <td>燃料補給先</td><td>ガスタービン発電機【常設】 電源車（緊急時対策所用）【可搬】</td></tr> <tr> <td>電路</td><td>ガスタービン発電機～緊急時対策所用高圧母線J系電路【常設】 電源車（緊急時対策所用）～電源車接続口（緊急時対策建屋）電路【可搬】 電源車接続口（緊急時対策建屋）～緊急時対策所用高圧母線J系電路【常設】</td></tr> </tbody> </table> <p>* 1 : 緊急用高圧母線2F系は、6.9kVメタルクラッドスイッチギア6-2F-1及び6-2F-2により構成される。 * 2 : 緊急時対策所用高圧母線J系は、6.9kVメタルクラッドスイッチギア6-J-1及び6-J-2により構成される。</p> <p>なお、ガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ、軽油タンク、タンクローリ、ガスタービン発電機接続盤及び緊急用高圧母線2F系についての設置許可基準規則第43条への適合状況は「3.14電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ【常設】 ガスタービン発電機接続盤【常設】 緊急用高圧母線2F系【常設】*1 電源車（緊急時対策所用）【可搬】 緊急時対策所軽油タンク【常設】 緊急時対策所用高圧母線J系【常設】*2	附属設備	—	燃料流路	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 緊急時対策所燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】	燃料補給先	ガスタービン発電機【常設】 電源車（緊急時対策所用）【可搬】	電路	ガスタービン発電機～緊急時対策所用高圧母線J系電路【常設】 電源車（緊急時対策所用）～電源車接続口（緊急時対策建屋）電路【可搬】 電源車接続口（緊急時対策建屋）～緊急時対策所用高圧母線J系電路【常設】	⑧, ⑨の相違
設備区分	設備名																										
主要設備	緊急時対策所用発電機【可搬】																										
附属設備	—																										
燃料流路	—																										
燃料補給先	緊急時対策所用発電機【可搬】																										
電路	—																										
設備区分	設備名																										
主要設備	ガスタービン発電機【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク【常設】 軽油タンク【常設】 タンクローリ【可搬】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ【常設】 ガスタービン発電機接続盤【常設】 緊急用高圧母線2F系【常設】*1 電源車（緊急時対策所用）【可搬】 緊急時対策所軽油タンク【常設】 緊急時対策所用高圧母線J系【常設】*2																										
附属設備	—																										
燃料流路	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 緊急時対策所燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】																										
燃料補給先	ガスタービン発電機【常設】 電源車（緊急時対策所用）【可搬】																										
電路	ガスタービン発電機～緊急時対策所用高圧母線J系電路【常設】 電源車（緊急時対策所用）～電源車接続口（緊急時対策建屋）電路【可搬】 電源車接続口（緊急時対策建屋）～緊急時対策所用高圧母線J系電路【常設】																										

泊発電所 3号炉 S A基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>第2.18-2図 緊急時対策所 給電系統概要図</p>	<p>図3.18-2 緊急時対策所の代替交流電源設備系統図（電気系統）</p>	<p>設備構成の相違</p>

泊発電所 3号炉 S A基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
		<p>図 3.18-3 緊急時対策所の代替交流電源設備系統図（燃料系統）</p>	⑩の相違

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>2. 18.2.2.2 主要設備の仕様 主要設備の仕様を以下に示す。</p>	<p>3. 18.2.2.2 主要設備の仕様 主要設備の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) ガスタービン発電機 ガスタービン 台数 : 2 使用燃料 : 軽油 出力 : 約3,600kW（1台当たり）</p> <p>発電機 台数 : 2 種類 : 三相同期発電機 容量 : 約4,500kVA（1台当たり） (連続定格 : 約3,791kVA（1台当たり）) 力率 : 0.80（遅れ） 電圧 : 6.9kV 周波数 : 50Hz 取付箇所 : 屋外（緊急用電気品建屋地上1階）</p> <p>(2) ガスタービン発電設備軽油タンク 種類 : 横置円筒形 容量 : 約110kL（1基当たり） 最高使用圧力 : 静水頭 最高使用温度 : 50°C 基数 : 3 取付箇所 : 屋外</p> <p>(3) ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ 種類 : スクリュー式 台数 : 2 容量 : 約3.0m³/h（1台当たり） 全圧力 : 約0.5MPa 最高使用温度 : 50°C 原動機出力 : 約1.5kW（1台当たり） 取付箇所 : 屋外</p> <p>(4) 軽油タンク 種類 : 横置円筒形 容量 : 約110kL（1基当たり） 約170kL 最高使用圧力 : 静水頭 最高使用温度 : 66°C 基数 : 6（1系列につき3基） 1（1系列につき1基） 取付箇所 : 屋外</p> <p>(5) タンククローリー 容量 : 約4.0kL（1台当たり） 最高使用圧力 : 約24kPa[gage] 最高使用温度 : 40°C 台数 : 2（予備1） 設置場所 : 屋外</p>	(⑥)の相違

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
		<p>保管場所 : 屋外 (第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア)</p> <p>(6) ガスタービン発電機接続盤 個数 : 2 定格電圧 : 7.2kV 定格電流 : 約1,200A 取付箇所 : 緊急用電気品建屋地下1階</p> <p>(7) 緊急用高圧母線2F系 個数 : 2 定格電圧 : 7.2kV 定格電流 : 約1,200A 取付箇所 : 緊急用電気品建屋地下1階</p> <p>(8) 電源車（緊急時対策所用） ディーゼル機関 台数 : 1（予備1*1） 使用燃料 : 軽油</p> <p>発電機 台数 : 1（予備1*1） 種類 : 三相同期発電機 容量 : 約400kVA 力率 : 0.85 電圧 : 6.9kV 周波数 : 50Hz 使用箇所 : 屋外（緊急時対策建屋北側） 保管場所 : 屋外（緊急時対策建屋北側及び第4保管エリア）</p> <p>* 1 : 電源車（緊急時対策所用）の予備1台を電源車の予備と兼用する。</p> <p>(9) 緊急時対策所軽油タンク 容量 : 約10kL（1基当たり） 基数 : 2（予備1） 取付箇所 : 緊急時対策建屋地上1階</p> <p>(10) 緊急時対策所用高圧母線J系 個数 : 2 定格電圧 : 7.2kV 定格電流 : 約1,200A 取付箇所 : 緊急時対策建屋地上1階</p>	<p>⑩、⑫の相違</p> <p>記載方針の相違：添八記載との整合</p> <p>記載方針の相違：添八記載との整合</p> <p>記載方針の相違：添八記載との整合</p> <p>記載方針の相違：添八記載との整合</p> <p>記載方針の相違：添八記載との整合</p> <p>記載方針の相違：添八記載との整合</p> <p>記載方針の相違：添八記載との整合</p> <p>⑩、⑫の相違</p>

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>2. 18. 2. 2. 3 緊急時対策所の電源設備の多重性又は多様性について</p> <p>緊急時対策所用発電機は、中央制御室とは離れた位置の屋外に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、指揮所及び待機所それぞれに1台で電源供給可能な容量を有するものを各2台、予備も含めて合計8台保管することで、多重性を有する設計とする。</p>	<p>3. 18. 2. 2. 3 緊急時対策所の電源設備の多重性又は多様性について</p> <p>緊急時対策所の電源設備は、非常用高圧母線からの給電が可能な設計とするとともに、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時には多重性又は多様性を有した電源設備からの給電が可能な設計とする（表3. 18-3参照）。</p> <p>中央制御室の電源である非常用交流電源設備と共に要因によって同時に機能を損なわないよう、非常用ディーゼル発電機の水冷式に対し、ガスタービン発電機及び電源車（緊急時対策所用）の冷却方式を空冷式とし、サポート系を不要とする設計とする。また、駆動方式を非常用ディーゼル発電機及び電源車（緊急時対策所用）のディーゼル駆動に対し、ガスタービン発電機をガスタービン駆動とすることで、代替電源設備を含めて多様性を有する設計とする。</p>	<p>⑧、⑩の相違</p>

表3. 18-3 緊急時対策所の代替電源設備の多重性又は多様性

重大事故等対処設備 (設計基準拡張)		重大事故等対処設備	
電源	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	緊急時対策所用代替交流電源設備
電路	非常用ディーゼル発電機	ガスタービン発電機	電源車（緊急時対策所用）
給電先	非常用ディーゼル発電機～緊急時対策所用高圧母線J系電路	ガスタービン発電機～緊急時対策所用高圧母線J系電路	電源車（緊急時対策所用）～緊急時対策所用高圧母線J系電路
電源の冷却方式	水冷式	空冷式	空冷式
駆動方式	ディーゼル	ガスタービン	ディーゼル
燃料源	軽油タンク <屋外> 非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンク <原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋屋上部)>	軽油タンク <屋外> ガスタービン発電設備軽油タンク <屋外>	緊急時対策所軽油タンク <緊急時対策建屋地上1階>
燃料流路	燃料移送ポンプ <屋外>	タンクローリー <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)> ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ <屋外>	-

女川の表3. 18-3については、女川の代替電源設備の多様性を説明するものであるため、多重性を有する泊では表は記載しない。

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>2. 18. 2. 2. 4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2. 18. 2. 2. 4. 1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項第一号)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1. 3. 3 環境条件等」に示す。</p> <p>a. 緊急時対策所用発電機 緊急時対策所用発電機は、屋外に保管及び設置するため、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする</p>	<p>3. 18. 2. 2. 4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3. 18. 2. 2. 4. 1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項第一号)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2. 3. 3 環境条件等」に示す。</p> <p>a. 電源車（緊急時対策所用） 緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）は、屋外（緊急時対策建屋北側）に保管し、重大事故等発生時は、緊急時対策建屋北側に配備する設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.18-4に示す設計とする。 また、電源車（緊急時対策所用）の操作は、設置場所にて操作可能な設計とする。</p>	<p>記載表現の相違であり、実質的な差異はない。</p>

表2.18-3 想定する環境条件及び荷重条件（緊急時対策所用発電機）

設備区分	設備名
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、設置場所にて固定が可能な設計とする。
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機器が損傷しない設計とする。
電磁的障害	重大事故時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。

表3.18-4 想定する環境条件及び荷重条件（電源車（緊急時対策所用））

環境条件等	対応
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪留め等で固定可能な設計とする。
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機器が損傷しない設計とする。
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由																												
		<p>b. 緊急時対策所軽油タンク 緊急時対策所軽油タンクは、緊急時対策建屋地上1階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における、緊急時対策建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.18-5に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p> <p>表3.18-5 想定する環境条件及び荷重条件（緊急時対策所軽油タンク）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>緊急時対策建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>緊急時対策建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>緊急時対策建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. 緊急時対策所用高圧母線J系 緊急時対策所用高圧母線J系は、緊急時対策建屋地上1階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等が発生した場合における、緊急時対策建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.18-6に示す設計とする。</p> <p>表3.18-6 想定する環境条件及び荷重条件（緊急時対策所用高圧母線J系）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>緊急時対策建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>緊急時対策建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>緊急時対策建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	緊急時対策建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	緊急時対策建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	緊急時対策建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	緊急時対策建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	⑩, ⑫の相違
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	緊急時対策建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	緊急時対策建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	緊急時対策建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	緊急時対策建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 緊急時対策所用発電機の操作は設置場所で可能な設計とする。表2.18-4に操作対象機器を示す。</p>	<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 緊急時対策所用代替交流電源設備の操作に必要な電源車（緊急時対策所用）、緊急時対策所用高圧母線J系の各遮断器、緊急時対策所燃料移送系出口弁については、現場で容易に操作可能な設計とする。表3.18-7及び表3.18-8に操作対象機器を示す。</p>	<p>◎の相違</p> <p>(61-3)</p>

表2.18-4 緊急時対策所用発電機操作対象機器

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考
緊急時対策所用発電機	スタートースイッチ	屋外	屋外	手動操作	
	運転モードスイッチ			手動操作	
	遮断器			手動操作	
緊急時対策所分電盤	切→入	緊急時対策所	緊急時対策所	手動操作	

表3.18-7 軽油タンク操作対象機器

機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考
緊急時対策所燃料移送系出口弁	全閉→全開	緊急時対策建屋 地上1階	手動操作	

表3.18-8 操作対象機器（電源車（緊急時対策所用）を緊急時対策所用高圧母線J系に接続）

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考
電源車（緊急時対策所用）	停止→運転	屋外 (緊急時対策建屋北側)	屋外 (緊急時対策建屋北側)	スイッチ操作	
	切→入				
6.9kV メタルクラッドスイッチギア 6-J-1 及び6-J-2遮断器（ガスターイン発電機受電用）	入→切	緊急時対策建屋 地上1階	緊急時対策建屋 地下2階	スイッチ操作	
6.9kV メタルクラッドスイッチギア 6-J-1 又は6-J-2遮断器（電源車接続口（緊急時対策建屋）用）	切→入	緊急時対策建屋 地上1階	緊急時対策建屋 地下2階	スイッチ操作	

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>以下に、緊急時対策所用発電機の操作性を示す。</p> <p>a. 緊急時対策所用発電機 緊急時対策所用発電機は、緊急時対策所との接続が速やかに行えるよう、緊急時対策所近傍に保管し、車両により運搬、移動できる設計とするとともに、車輪止めにより設置場所にて固定が可能な設計とする。 緊急時対策所用発電機は、一般的な工具を用いることで、ボルト・ネジ接続により、ケーブルを接続口に容易かつ確実に接続できる設計とするとともに、容易に交換ができる設計とする。また、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。</p>	<p>以下に、緊急時対策所用代替交流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>a. 電源車（緊急時対策所用） 緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）は、緊急時対策建屋に設置する電源車接続口（緊急時対策建屋）へ接続可能な設計とするとともに、配備場所にて輪留め等による固定が可能な設計とする。また、電源車（緊急時対策所用）は、付属の操作スイッチ等により、操作場所での操作が可能な設計とする。電源車（緊急時対策所用）の現場操作パネルは、誤操作防止のために名称を明記することで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。電源車（緊急時対策所用）のケーブルはコネクタ接続、燃料配管はカプラ接続が可能な設計とし、電源車接続口（緊急時対策建屋）へ容易に接続及び敷設可能な設計とする。</p> <p>(61-3)</p> <p>b. 緊急時対策所軽油タンク 緊急時対策所軽油タンクから供給される燃料は重力落下にて供給されるものとし、自動で電源車（緊急時対策所用）へ燃料を供給できる設計とする。 また、緊急時対策所軽油タンクからの燃料供給は、電源車（緊急時対策所用）に付属している発電機用燃料タンクに設置したレベル計により発電機用燃料タンク内の燃料の液位を検知し、レベル計からの信号により燃料移送配管に設置する電磁弁を自動で開閉させることで、給油を制御可能な設計とする。</p> <p>(61-3)</p> <p>c. 緊急時対策所用高圧母線J系 通常時受電系である非常用高圧母線2D系の電源が喪失した場合、非常用ディーゼル発電機が自動起動することで非常用高圧母線からの受電を継続する設計とする。非常用ディーゼル発電機の機能喪失等により受電が開始されない場合は、緊急用高圧母線へ自動にて受電切替えが行われ、ガスタービン発電機からの受電に切り替わる設計とする。 ガスタービン発電機も機能喪失等にて使用できない場合、電源車（緊急時対策所用）を接続し受電するために必要な遮断器は、緊急時対策建屋地下2階のSPDS室にて遠隔操作可能な設計とする。</p> <p>(61-3)</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>設備の相違 カプラ接続の電源車接続口に相当するものは泊には無いが、緊急時対策所用発電機はボルト・ネジ接続することにより女川と同等の機能を維持できるように設計している。</p> <p>⑧, ⑩の相違</p>

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>(3) 試験及び検査(設置許可基準規則第43条第1項第三号)</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>a. 緊急時対策所用発電機 代替電源設備として使用する緊急時対策所用発電機は、模擬負荷へ接続することにより、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、分解が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、運転性能の確認として、緊急時対策所用発電機の運転状態として電圧、電流及び周波数の確認が可能な設計とすることにより出力性能の確認が可能な設計とする。また、緊急時対策所用発電機の部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼす恐れのある損傷及び腐食がないことを確認する分解検査が可能な設計とする。また、ケーブルの絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p>	<p>(3) 試験及び検査(設置許可基準規則第43条第1項第三号)</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>a. 電源車（緊急時対策所用） 緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）は、表3.18-9に示すように、発電用原子炉の運転中又は発電用原子炉の停止中に機能・性能試験、特性試験、分解検査及び外観検査が可能な設計とする。また、電源車（緊急時対策所用）は車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）は、運転性能の確認として、電源車（緊急時対策所用）の運転状態として電圧、電流及び周波数の確認が可能な設計とすることにより出力性能の確認が可能な設計とする。また、電源車（緊急時対策所用）の部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷及び腐食等がないことを確認する分解検査が可能な設計とする。また、電源車ケーブルの絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>女川は自走可能な電源車であるが、泊の緊急時対策所用発電機は自走可能な車両としての機能はない。</p> <p>記載表現の相違</p>

表2.18-5 緊急時対策所用発電機の検査

発電用原子炉の状態	項目	内容
運転中又は停止中	機能・性能試験	緊急時対策所用発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 緊急時対策所用発電機の運転状態の確認
	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認
	分解検査	搭載機器部の分解並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗品の取替え
	外観検査	各部の損傷及び腐食等の有無を目視等で確認 緊急時対策所用発電機の外観の確認

表3.18-9 電源車（緊急時対策所用）の試験及び検査

発電用原子炉の状態	項目	内容
運転中又は停止中	機能・性能試験	電源車（緊急時対策所用）の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車（緊急時対策所用）の運転状態の確認 車両走行状態の確認
	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認
	分解検査	搭載機器部の分解並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗品の取替え
	外観検査	各部の損傷及び腐食等の有無を目視等で確認 電源車（緊急時対策所用）外観の確認

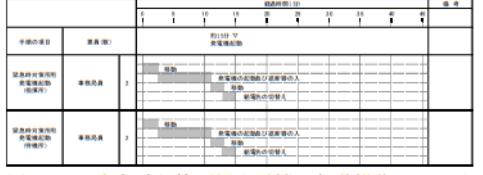
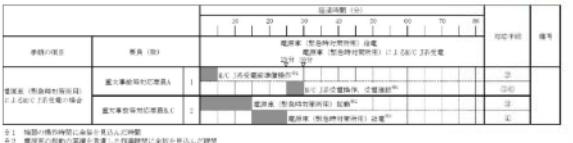
第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由																			
		<p>b. 緊急時対策所軽油タンク</p> <p>緊急時対策所軽油タンクは、表3.18-10に示すように、発電用原子炉の運転中又は発電用原子炉の停止中に外観検査が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に漏えい試験及び開放検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所軽油タンク内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷及び腐食等がないことの確認が可能な設計とする。具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所軽油タンクの漏えい試験の実施が可能な設計とする。具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所軽油タンク油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-5)</p> <p>表3.18-10 緊急時対策所軽油タンクの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中 又は 停止中</td><td>外観検査</td><td>各部の損傷及び腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td></tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td><td>漏えい試験</td><td>漏えいの有無の確認</td></tr> <tr> <td>開放検査</td><td>各部の損傷及び腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷及び腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table> <p>c. 緊急時対策所用高圧母線J系</p> <p>緊急時対策所用高圧母線J系は、表3.18-11に示すように、発電用原子炉の停止中に特性試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用高圧母線J系の外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷及び腐食等がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(61-5)</p> <p>表3.18-11 緊急時対策所用高圧母線J系の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">停止中</td><td>特性試験</td><td>絶縁抵抗の確認</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>各部の損傷及び腐食等の有無を目視等で確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	外観検査	各部の損傷及び腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放検査	各部の損傷及び腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷及び腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観検査	各部の損傷及び腐食等の有無を目視等で確認	(⑩)の相違
発電用原子炉の状態	項目	内容																				
運転中 又は 停止中	外観検査	各部の損傷及び腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																				
停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																				
	開放検査	各部の損傷及び腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷及び腐食等の有無を目視等で確認																				
発電用原子炉の状態	項目	内容																				
停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認																				
	外観検査	各部の損傷及び腐食等の有無を目視等で確認																				

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 緊急時対策所用発電機は、本来の用途以外の用途には使用しない。なお、必要な操作の対象機器は、表2.18-4と同様である。</p> <p style="text-align: center;">緊急時対策所用発電機による給電手順のタイムチャートを図2.18-3, 4に示す。</p>  <p>図2.18-3 緊急時対策所用発電機の準備操作タイムチャート</p>  <p>図2.18-4 緊急時対策所用発電機の起動操作タイムチャート</p>	<p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 電源車（緊急時対策所用）、緊急時対策所軽油タンク及び緊急時対策所用高圧母線J系は、本来の用途以外の用途には使用しない。なお、必要な操作の対象機器は、表3.18-7～8と同様である。 緊急時対策所用高圧母線J系は通常時受電系である非常用高圧母線2D系の電源が喪失した場合、非常用ディーゼル発電機が自動起動することで非常用高圧母線からの受電を継続する設計とする。非常用ディーゼル発電機の機能喪失等により受電が開始されない場合は、緊急用高圧母線2F系へ自動にて受電切替えが行われ、ガスタービン発電機からの受電に切り替わる設計とする。 ガスタービン発電機の機能喪失等により電源車（緊急時対策所用）を使用する場合に必要な電源系統の操作は、緊急時対策所用高圧母線J系に遮断器を設けることにより速やかな切替えが可能な設計とする。また、燃料は緊急時対策所軽油タンクより自動で供給される。 電源車（緊急時対策所用）による給電手順のタイムチャートを図3.18-4に示す。</p> <p style="text-align: right;">(61-3)</p>  <p>図3.18-4 電源車（緊急時対策所用）立上げのタイムチャート</p>	<p>④, ⑤の相違</p> <p>④, ⑤の相違</p>

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由								
	<p>(5) 悪影響の防止(設置許可基準規則第43条第1項第五号)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について</u>」に示す。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、通常時に接続先の系統とNFBにより分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成ができることで、所内常用電源に悪影響を及ぼさない設計とする。（表2.18-6参照）。</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>表2.18-6 他系統との隔離</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>取合系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所内常用電源</td> <td>NFB</td> <td>手動</td> <td>通常時切</td> </tr> </tbody> </table> </div>	取合系統	系統隔離	駆動方式	状態	所内常用電源	NFB	手動	通常時切	<p>(5) 悪影響の防止(設置許可基準規則第43条第1項第五号)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について</u>」に示す。</p> <p>緊急時対策所用高圧母線J系は、通常時はガスタービン発電機からの受電遮断器及び電源車（緊急時対策所用）からの受電遮断器を切にすることで切り離し、非常用交流電源設備へ悪影響を及ぼさない設計とする（表3.18-12参照）。</p>	<p>⑧, ⑨の相違 女川はS A設備として、「緊急時対策所用高圧母線J系」を設置しているが、泊には対応する常設S A設備がないため、「緊急時対策所用発電機」を記載している。</p> <p>(61-2)</p>
取合系統	系統隔離	駆動方式	状態								
所内常用電源	NFB	手動	通常時切								

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>(6) 設置場所(設置許可基準規則第43条第1項第六号)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。 操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表2.18-4に示す。 これらの機器の操作場所は、想定される事故時における放射線量が高くなるおそれがない緊急時対策所内又は屋外で操作可能な設計とする。</p>	<p>(6) 設置場所(設置許可基準規則第43条第1項第六号)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。 操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表3.18-7及び表3.18-8に示す。 これらの機器の操作場所は、想定される事故時における放射線量が高くなるおそれがない緊急時対策建屋内又は屋外で操作可能な設計とする。</p>	(61-3)

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
		<p>3.18.2.2.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第2項第一号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>a. 緊急時対策所軽油タンク</p> <p>緊急時対策所軽油タンクは、重大事故等時に電源車（緊急時対策所用）1台を7日間連続定格運転する場合に必要となる燃料量16.8kLを上回る、容量20kLを有する設計とする。</p> <p>(61-6)</p> <p>b. 緊急時対策所用高圧母線J系</p> <p>緊急時対策所用高圧母線J系は、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機が接続可能であることから、ガスタービン発電機2台分の定格電流である約754Aに対し、十分余裕を有する母線電流容量である約1,200Aを有する設計とする。</p> <p>(61-6)</p> <p>(2) 共用の禁止(設置許可基準規則第43条第2項第二号)</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>緊急時対策所軽油タンク及び緊急時対策所用高圧母線J系は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>設置許可基準規則第43条第2項は常設SAに対する要求事項である。代替電源設備は、泊では常設SAではなく、可搬の緊急時対策所用発電機を設置している。。</p>

泊発電所 3 号炉 S A 基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第 61 条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
		<p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>緊急時対策所軽油タンク及び緊急時対策所用高圧母線 J 系は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備に対して、多様性を有し、位置的分散を図る設計としている。 これらの詳細については、3.18.2.2.3項に記載のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(61-2)</p>	

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>2. 18. 2. 2. 4. 2 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第3項第一号)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1. 3. 2 容量等」に示す。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、指揮所及び待機所それぞれに1台で電源供給可能な容量を有するものを各2台、予備も含めて合計8台保管することで、多重性を有する設計とする。</p>	<p>3. 18. 2. 2. 4. 3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第3項第一号)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2. 3. 2 容量等」に示す。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）は、常設代替交流電源が使用できない場合、緊急時対策建屋に電源供給する。換気空調設備、照明設備（コンセント負荷含む。）、必要な情報を把握できる設備等の電源に必要な最大負荷約305kWであり、400kVA(340kW)/台の電源車（緊急時対策所用）が1台必要である。また、電源車（緊急時対策所用）の運転中は、緊急時対策所軽油タンクより燃料を電源車（緊急時対策所用）に自動補給する。 保有数は、必要台数1台に加え、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計2台を保管する。なお、バックアップ用の1台は、可搬型代替交流電源設備である電源車のバックアップ用1台と兼用する。</p>	記載表現の相違 (61-6)

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>(2) 確実な接続(設置許可基準規則第43条第3項第二号)</p> <p>(i) 要求事項 常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>1.3.4 操作性及び試験・検査性について</u>」に示す。 緊急時対策所用発電機は、一般的な工具を用いることで、ボルト・ネジ接続により、ケーブルを接続口に容易かつ確実に接続できる設計とともに、容易に交換ができる設計とする。表2.18-7に対象設備の接続場所を示す。</p>	<p>(2) 確実な接続(設置許可基準規則第43条第3項第二号)</p> <p>(i) 要求事項 常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.4 操作性及び試験・検査性について</u>」に示す。 緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）と電源車接続口（緊急時対策建屋）で接続が必要な燃料配管、電源車高圧ケーブル及び電源車制御ケーブルについて、現場で容易に接続可能な設計とする。表3.18-13に対象設備の接続場所を示す。</p>	<p>(61-3) 設備の相違 カプラ接続の電源車接続口に相当するものは泊には無いが、緊急時対策所用発電機はボルト・ネジ接続することにより女川と同等の機能を維持できるように設計している。</p>

表2.18-7 接続対象機器接続場所

接続元機器名 称	接続先機器名 称	接続場所	接続方法
緊急時対策所	緊急時対策所用発電機	屋外（緊急時対策所用発電機）	ボルト・ネジ接続

以下に、確実な接続性を示す。

a. 緊急時対策所用発電機

緊急時対策所用発電機は、一般的な工具を用いることで、ボルト・ネジ接続により、ケーブルを接続口に容易かつ確実に接続できる設計とともに、容易に交換ができる設計とする。

表3.18-13 接続対象機器接続場所

接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法
電源車（緊急時対策所用）	電源車接続口（緊急時対策建屋）	屋外（緊急時対策建屋）	コネクタ接続（電源車高圧ケーブル、電源車制御ケーブル） カプラ接続（燃料配管）

以下に、確実な接続性を示す。

a. 電源車（緊急時対策所用）

緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）は、電源車接続口（緊急時対策建屋）へコネクタ接続並びにカプラ接続すること及び接続状態を目視で確認できることから、容易かつ確実に接続可能な設計とする。

(61-3)

同上

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 緊急時対策所用発電機は、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）ではないことから、対象外である。</p>	<p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。 緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）は可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）ではないことから、対象外である。</p>	

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>緊急時対策所用発電機接続場所は、表2.18-7と同様である。これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、設置場所で操作可能な設計とする。</p>	<p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）接続場所は、表3.18-13と同様である。これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、配備場所で操作可能な設計とする。</p>	
	<p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、緊急時対策所用発電機の予備を分散して配置し、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）は、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備と100m以上の離隔で位置的分散を図り、緊急時対策建屋北側に保管する設計とする。</p>	(61-3)
	<p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作及び試験・検査性」に示</p>	<p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作及び試験・検査性」に示</p>	◎の相違 泊は、緊急時対策所用発電機の予備機を緊急時対策所から離れた場所に配置することにより、緊急時対策所で使用する緊急時対策所用発電機と位置的分散を図っている。

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>す。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、保管場所において使用する設計とすることから対象外である。</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備の緊急時対策所用発電機は、共通要因によって、同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、多重性及び位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>す。</p> <p>緊急時対策建屋北側に保管する緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）は、保管場所において使用する設計とすることから対象外である。</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等について」に示す。</p> <p>緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）は、共通要因によって、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備である常設代替交流電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、表3.18-3で示すとおり、多重性又は多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>(61-2)</p> <p>◎の相違</p> <p>女川の表3.18-3については、女川の代替電源設備の多様性を説明するものであるため、多重性を有する泊では表は記載しない。</p>

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>2. 18. 2. 3 居住性を確保するための設備 2. 18. 2. 3. 1 設備概要</p> <p>重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、緊急時対策所の居住性を確保するための設備として、以下の重大事故等対処設備（居住性の確保）を設ける。</p> <p>重大事故等対処設備（居住性の確保）として、緊急時対策所遮へい、緊急時対策所換気設備、圧力計、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、緊急時対策所可搬型エリアモニタ、可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備を使用する。</p> <p>緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所内でのマスクの着用、交代要員体制及び安定よう素剤の服用がなく、仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断基準とする。</p> <p>(1) 緊急時対策所遮へい及び緊急時対策所換気設備</p> <p>緊急時対策所遮へいは、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所換気設備の性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所換気設備は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い、緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮へいの性能とあいまって、居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えない設計とする。なお、換気設計に当たっては、緊急時対策所の気密性に対して十分な余裕を考慮した設計とする。緊急時対策所換気設備として、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、圧力計及び空気供給装置を保管及び設置する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所外の火災により発生する燃焼ガス又は有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所遮へいは、緊急時対策所のコンクリート躯体と一体となった構造を有しており、緊急時対策所内にとどまる対策要員の被ばく低減のために必要な遮蔽厚さを確保する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所の居住性を確保するための設備は、代替交流電源である緊急時対策所用発電機からの給電を可能な設計とする。</p>	<p>3. 18. 2. 3 居住性を確保するための設備 3. 18. 2. 3. 1 設備概要</p> <p>居住性を確保するための設備は、重大事故等が発生した場合においても対策要員が緊急時対策所にとどまることを目的として設置するものである。</p> <p>緊急時対策所の居住性を確保するための設備は、「緊急時対策所遮蔽」、「緊急時対策所非常用送風機」、「緊急時対策所非常用フィルタ装置」、「緊急時対策所非常用給排気配管・弁」、「緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）」、「緊急時対策所加圧設備（配管・弁）」、「差圧計」、「酸素濃度計」、「二酸化炭素濃度計」、「緊急時対策所可搬型エリアモニタ」、「可搬型モニタリングポスト」等から構成する設計とする。</p> <p>緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の気密性、緊急時対策所換気空調系及び緊急時対策所加圧設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所には、緊急時対策所換気空調系として、緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置を設ける。また、緊急時対策所等の加圧のために、緊急時対策所加圧設備として、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）及び差圧計を設ける。</p> <p>本設備の重大事故等対処設備一覧を表3.18-14に、重大事故等時の系統全体の概要図を図3.18-5及び図3.18-6に示す。</p> <p>緊急時対策所の居住性を確保するための設備として緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は緊急時対策所非常用給排気配管を介して緊急時対策所を含む緊急時対策建屋地下階を正圧化することにより、フィルタを介さない外気の流入を低減できる設計とする。さらに、ブルーム通過中においては、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）を用いて緊急時対策所等を正圧化することにより、希ガスを含む放射性物質の流入を防止できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、緊急時対策建屋のコンクリート躯体と一体となった構造を有しており、緊急時対策所内にとどまる対策要員の被ばく低減のために必要な遮蔽厚さを確保する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所の居住性を確保するための設備は、代替交流電源であるガスタービン発電機又は電源車（緊急時対策所用）からの給電を可能な設計とする。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現が異なるが、記載している内容は女川と同等である。 (以下同じ)</p> <p>有毒ガスに関する対応を追記</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

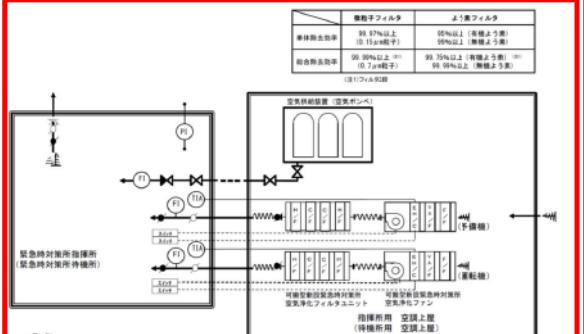
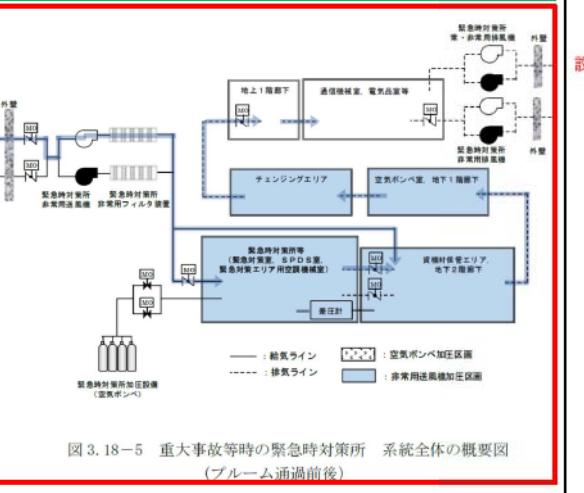
第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>緊急時対策所の加圧設備は、空気供給装置から構成する設計とする。空気供給装置はポンベ内の圧縮空気を減圧して供給することにより、緊急時対策所を正圧化可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所内・外の差圧を把握できるよう、圧力計を設置する設計とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定 緊急時対策所には、室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度・二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</p> <p>(3) 放射線量の測定及び気象観測 緊急時対策所には、室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量等を監視、測定する緊急時対策所可搬型エリアモニタ、可搬型モニタリングポスト及び緊急時対策所可搬型エリアモニタを保管する設計とする。</p>	<p>緊急時対策所の加圧設備は、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）及び加圧設備（配管・弁）から構成する設計とする。緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）はポンベ内の圧縮空気を減圧して供給することにより、緊急時対策所等を正圧化可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所内・外の差圧を把握できるよう、差圧計を設置する設計とする。</p> <p>緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に使用がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を保管する設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所内への放射性物質の侵入を低減又は防止するための判断ができるよう、放射線量を把握できるよう、可搬型モニタリングポスト及び緊急時対策所可搬型エリアモニタを保管する設計とする。</p>	<p>記載表現の相違 ②の相違</p>

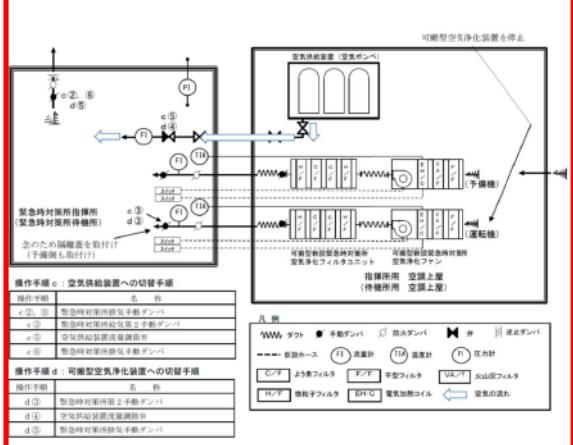
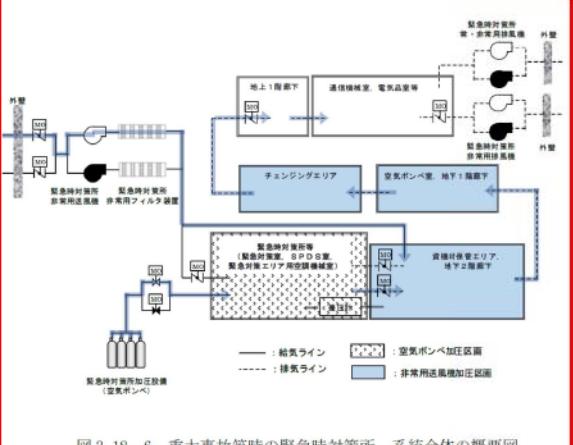
泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由																																
	<p>表2.18-8 居住性を確保するための設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td><td> 緊急時対策所遮へい【常設】 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン【可搬】 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット【可搬】 空気供給装置【可搬】 圧力計【常設】 酸素濃度・二酸化炭素濃度計【可搬】 緊急時対策所可搬型エリアモニタ【可搬】 可搬型モニタリングポスト【可搬】 可搬型気象観測設備【可搬】 </td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>—</td></tr> <tr> <td>水源</td><td>—</td></tr> <tr> <td>流路</td><td>—</td></tr> <tr> <td>注水先</td><td>—</td></tr> <tr> <td>電源設備</td><td>緊急時対策所用発電機【可搬】</td></tr> <tr> <td>計装設備</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>図2.18-5 重大事故等時の緊急時対策所 系統全体の概要図</p> 	設備区分	設備名	主要設備	緊急時対策所遮へい【常設】 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン【可搬】 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット【可搬】 空気供給装置【可搬】 圧力計【常設】 酸素濃度・二酸化炭素濃度計【可搬】 緊急時対策所可搬型エリアモニタ【可搬】 可搬型モニタリングポスト【可搬】 可搬型気象観測設備【可搬】	附属設備	—	水源	—	流路	—	注水先	—	電源設備	緊急時対策所用発電機【可搬】	計装設備	—	<p>表3.18-14 居住性を確保するための設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th><th>設備名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td><td> 緊急時対策所遮蔽【常設】 緊急時対策所非常用送風機【常設】 緊急時対策所非常用フィルタ装置【常設】 緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）【可搬】 差圧計【常設】 酸素濃度計【可搬】 二酸化炭素濃度計【可搬】 緊急時対策所可搬型エリアモニタ【可搬】 可搬型モニタリングポスト^{*2}【可搬】 </td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>—</td></tr> <tr> <td>水源</td><td>—</td></tr> <tr> <td>流路</td><td>緊急時対策所非常用給排気配管・弁【常設】 緊急時対策所加圧設備（配管・弁）【常設】</td></tr> <tr> <td>注水先</td><td>—</td></tr> <tr> <td>電源設備</td><td> ガスター・ピング発電機【常設】 ガスター・ピング発電設備軽油タンク【常設】 軽油タンク【常設】 タンクローリー【可搬】 ガスター・ピング発電設備燃料移送ポンプ【常設】 電源車（緊急時対策所用）【可搬】 緊急時対策所軽油タンク【常設】 ガスター・ピング発電機接続盤【常設】 緊急用高圧母線2F系【常設】 緊急時対策所用高圧母線J系【常設】 </td></tr> <tr> <td>計装設備</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>* 1 単線結線図を補足説明資料61-2に示す。 電源設備については「3.18.2.2 代替電源設備からの給電」で示す。 * 2 可搬型モニタリングポストについては、「3.17 監視測定設備（設置許可基準規則第60条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p> <p>図3.18-5 重大事故等時の緊急時対策所 系統全体の概要図 (ブルーム通過前後)</p>  <p style="color:red;">設備構成の相違</p>	設備区分	設備名	主要設備	緊急時対策所遮蔽【常設】 緊急時対策所非常用送風機【常設】 緊急時対策所非常用フィルタ装置【常設】 緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）【可搬】 差圧計【常設】 酸素濃度計【可搬】 二酸化炭素濃度計【可搬】 緊急時対策所可搬型エリアモニタ【可搬】 可搬型モニタリングポスト ^{*2} 【可搬】	附属設備	—	水源	—	流路	緊急時対策所非常用給排気配管・弁【常設】 緊急時対策所加圧設備（配管・弁）【常設】	注水先	—	電源設備	ガスター・ピング発電機【常設】 ガスター・ピング発電設備軽油タンク【常設】 軽油タンク【常設】 タンクローリー【可搬】 ガスター・ピング発電設備燃料移送ポンプ【常設】 電源車（緊急時対策所用）【可搬】 緊急時対策所軽油タンク【常設】 ガスター・ピング発電機接続盤【常設】 緊急用高圧母線2F系【常設】 緊急時対策所用高圧母線J系【常設】	計装設備	—	
設備区分	設備名																																		
主要設備	緊急時対策所遮へい【常設】 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン【可搬】 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット【可搬】 空気供給装置【可搬】 圧力計【常設】 酸素濃度・二酸化炭素濃度計【可搬】 緊急時対策所可搬型エリアモニタ【可搬】 可搬型モニタリングポスト【可搬】 可搬型気象観測設備【可搬】																																		
附属設備	—																																		
水源	—																																		
流路	—																																		
注水先	—																																		
電源設備	緊急時対策所用発電機【可搬】																																		
計装設備	—																																		
設備区分	設備名																																		
主要設備	緊急時対策所遮蔽【常設】 緊急時対策所非常用送風機【常設】 緊急時対策所非常用フィルタ装置【常設】 緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）【可搬】 差圧計【常設】 酸素濃度計【可搬】 二酸化炭素濃度計【可搬】 緊急時対策所可搬型エリアモニタ【可搬】 可搬型モニタリングポスト ^{*2} 【可搬】																																		
附属設備	—																																		
水源	—																																		
流路	緊急時対策所非常用給排気配管・弁【常設】 緊急時対策所加圧設備（配管・弁）【常設】																																		
注水先	—																																		
電源設備	ガスター・ピング発電機【常設】 ガスター・ピング発電設備軽油タンク【常設】 軽油タンク【常設】 タンクローリー【可搬】 ガスター・ピング発電設備燃料移送ポンプ【常設】 電源車（緊急時対策所用）【可搬】 緊急時対策所軽油タンク【常設】 ガスター・ピング発電機接続盤【常設】 緊急用高圧母線2F系【常設】 緊急時対策所用高圧母線J系【常設】																																		
計装設備	—																																		

第 61 条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所 3／4号炉	泊発電所 3号炉	女川原子力発電所 2号炉	差異理由
	 <p>図2.18-6 重大事故等時の緊急時対策所 系統全体の概要図 (ブルーム通過中)</p>	 <p>図 3.18-6 重大事故等時の緊急時対策所 系統全体の概要図 (ブルーム通過中)</p>	設備構成の相違

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>2. 18. 2. 3. 2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 緊急時対策所 兼用する設備は以下のとおり。 ・緊急時対策所（通常運転時等） ・緊急時対策所（重大事故等時） 個数 一式</p> <p>(2) 緊急時対策所遮へい 兼用する設備は以下のとおり。 ・遮蔽設備 ・緊急時対策所（重大事故等時） 個数 一式</p> <p>(3) 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン 兼用する設備は以下のとおり。 ・換気空調設備 ・緊急時対策所（重大事故等時） 台数 緊急時対策所指揮所用 1（予備1） 緊急時対策所待機所用 1（予備1） 容量 約25m³/min（1台当たり）</p> <p>(4) 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット 兼用する設備は以下のとおり。 ・換気空調設備 ・緊急時対策所（重大事故等時） 型式 微粒子フィルタ／よう素フィルタ 基数 緊急時対策所指揮所用 1（予備1） 緊急時対策所待機所用 1（予備1） 容量 約25m³/min（1基当たり） 効率 単体除去効率 99.97%以上（0.15 μm粒子） ／95%以上（有機よう素），99%以上（無機よう素） 総合除去効率 99.99%以上（0.7 μm粒子） ／99.75%以上（有機よう素），99.99%以上（無機よう素）</p> <p>(5) 空気供給装置 兼用する設備は以下のとおり。 ・換気空調設備 ・緊急時対策所（重大事故等時） 型式 空気ポンベ 個数 緊急時対策所指揮所用 1式 緊急時対策所待機所用 1式</p> <p>(6) 圧力計 兼用する設備は以下のとおり。 ・換気空調設備 ・緊急時対策所（重大事故等時） 個数 緊急時対策所指揮所用 1</p>	<p>3. 18. 2. 3. 2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 緊急時対策所 材料 : 普通コンクリート 許容漏えい量: 282m³/h以下（隣接区画+20Pa正圧化時において） 取付箇所 : 緊急時対策建屋地下2階</p> <p>(2) 緊急時対策所遮蔽 材質 : 普通コンクリート 遮蔽厚 : ■■mm以上 取付箇所 : 緊急時対策建屋地下2階，地下1階，地上1階，地上2階</p> <p>(3) 緊急時対策所非常用送風機 型式 : 連心式 台数 : 1（予備1）</p> <p>(4) 緊急時対策所非常用フィルタ装置 基数 : 1（予備1）</p> <p>容量 : 1,000m³/h 取付箇所 : 緊急時対策建屋地上1階</p> <p>(5) 緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ） 本数 : 415（予備125） 容量 : 約47L（1本当たり） 充填圧力 : 19.6MPa[gage] 使用場所 : 緊急時対策建屋地下1階 保管場所 : 緊急時対策建屋地下1階</p> <p>(6) 差圧計 個数 : 1</p>	<p>記載方針の相違：添八記載との整合</p> <p>記載方針の相違：添八記載との整合</p> <p>記載方針の相違：添八記載との整合</p> <p>Ⓐの相違</p> <p>記載方針の相違：添八記載との整合</p> <p>記載方針の相違：添八記載との整合</p> <p>Ⓐの相違</p> <p>記載方針の相違：添八記載との整合</p> <p>記載方針の相違：添八記載との整合</p> <p>記載方針の相違：添八記載との整合</p> <p>記載方針の相違：添八記載との整合</p> <p>記載方針の相違：添八記載との整合</p> <p>Ⓐの相違</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	緊急時対策所待機用 1 測定範囲 0~300Pa (7) 酸素濃度・二酸化炭素濃度計 兼用する設備は以下のとおり。 • 緊急時対策所（通常運転時等） • 緊急時対策所（重大事故等時） 個数 2（予備2） 測定範囲 0~25vol%（酸素濃度） 0~500vol%（二酸化炭素濃度）	測定範囲 : -100~500Pa 取付箇所 : 緊急時対策建屋地下2階（緊急時対策所）	記載方針の相違：添八記載との整合
	 (8) 緊急時対策所可搬型エリアモニタ 兼用する設備は以下のとおり。 • 放射線管理設備（重大事故等時） • 緊急時対策所（重大事故等時） 個数 緊急時対策所指揮所用 1（予備1） 緊急時対策所待機用 1（予備1） 計測範囲 0.000~99.99mSv/h 検出器 半導体検出器	(9) 緊急時対策所可搬型エリアモニタ 検出器の種類：半導体式検出器 計測範囲 : 0.01 μ Sv/h ~ 999.9mSv/h 個数 : 1（予備1）	記載方針の相違：添八記載との整合
	 (9) 可搬型モニタリングポスト 兼用する設備は以下のとおり。 • 放射線管理設備（重大事故等時） • 緊急時対策所（重大事故等時） 個数 12（予備1） 計測範囲 10nGy/h~100mGy/h 検出器 NaI ((Tl)) シンチレーション検出器及び半導体検出器	(10) 可搬型モニタリングポスト 検出器の種類：NaI(Tl) シンチレーション式検出器、半導体検出器 計測範囲 : 0~10 ⁶ nGy/h 台数 : 9（予備2）	記載方針の相違：添八記載との整合

泊発電所 3 号炉 S A 基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第 61 条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	差異理由
	<p>伝送方法 衛星電話回線</p> <p>(10) 可搬型気象観測設備 兼用する設備は以下のとおり。 ・放射線管理設備（重大事故等時） ・緊急時対策所（重大事故等時） 観測項目 風向，風速，日射量，放射収支量，雨量 個数 2（予備 1） 伝送方法 無線</p>	<p>伝送方法 : 衛星系回線 使用場所 : 屋外 保管場所 : 第 1 保管エリア，第 2 保管エリア，第 4 保管エリア，緊急時対策建屋</p>	<p>記載方針の相違：添八記載との整合</p> <p>⑩の相違</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>2. 18. 2. 3. 3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2. 18. 2. 3. 3. 1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1. 3. 3 環境条件等」に示す。 緊急時対策所遮へい、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、圧力計、酸素濃度・二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、空調上屋又は緊急時対策所内に設置又は保管される設備であることから、想定される重大事故等が発生した場合における緊急時対策建屋の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができる設計とする。環境条件及び荷重条件を、表2.18-9及び表2.18-10に示す。 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び空気供給装置は、設置場所で操作可能である。</p> <p>緊急時対策所遮へいは一部を、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、以下の表2.18-11に示す設計とする。</p>	<p>3. 18. 2. 3. 3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3. 18. 2. 3. 3. 1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2. 3. 3 環境条件等」に示す。 緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、緊急時対策建屋に設置又は保管される設備であることから、想定される重大事故等が発生した場合における緊急時対策建屋の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができる設計とする。環境条件及び荷重条件を、表3.18-15及び表3.18-16に示す。 (61-3)</p> <p>緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）は、緊急時対策所内から操作可能である。 (61-3)</p> <p>緊急時対策所遮蔽は一部を、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、以下の表3.18-17に示す設計とする。 (61-3)</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由																																																								
	<p>表2.18-9 緊急時対策所遮へい及び圧力計の想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>緊急時対策所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table> <p>表2.18-10 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、酸素濃度・二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタの想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>空調上屋又は緊急時対策所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）	風（台風）・積雪	緊急時対策所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。	風（台風）・積雪	空調上屋又は緊急時対策所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>表 3.18-15 緊急時対策所遮へい、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置及び差圧計の想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>緊急時対策建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>緊急時対策建屋に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table> <p>表 3.18-16 緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタの想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>緊急時対策建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具や輪留め等を用いることにより転倒防止対策を行う。</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>緊急時対策建屋に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）	風（台風）・積雪	緊急時対策建屋に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具や輪留め等を用いることにより転倒防止対策を行う。	風（台風）・積雪	緊急時対策建屋に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																																										
海水を通水する系統	海水を通水することはない。																																																										
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）																																																										
風（台風）・積雪	緊急時対策所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																																										
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策所で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																																										
海水を通水する系統	海水を通水することはない。																																																										
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。																																																										
風（台風）・積雪	空調上屋又は緊急時対策所内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																																										
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																																										
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																										
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）																																																										
風（台風）・積雪	緊急時対策建屋に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																																										
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	緊急時対策建屋で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	屋外に設置するものではないため、天候による影響は受けない。																																																										
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																										
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、治具や輪留め等を用いることにより転倒防止対策を行う。																																																										
風（台風）・積雪	緊急時対策建屋に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。																																																										
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由																												
	<p>表2.18-11 緊急時対策所遮へいの想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）	風（台風）・積雪	屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>表3.18-17 緊急時対策所遮蔽の想定する環境条件及び荷重条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th><th>対応</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td><td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td></tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td><td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td></tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td><td>海水を通水することはない。</td></tr> <tr> <td>地震</td><td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）</td></tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td><td>屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td></tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）	風（台風）・積雪	屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。	電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）																														
風（台風）・積雪	屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線強度に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認する。（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）																														
風（台風）・積雪	屋外で風荷重、積雪荷重を考慮しても機器が損傷しないことを応力評価により確認する。																														
電磁的障害	重大事故等が発生した場合においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 緊急時対策所遮へいは、重大事故等時においても設計基準対象施設として使用する場合と同様の設備構成にて使用可能な設計とし、重大事故等時において操作を不要とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、緊急時対策所との接続が速やかに行えるよう、緊急時対策所近傍の空調上屋内に保管し、接続口についてはフランジ接続とすることで、一般的に使用される工具を用いて容易かつ確実にダクトとの接続が可能な設計とするとともに、交換ができる設計とする。また、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンは、緊急時対策所内の操作スイッチによる操作が可能な設計とする。 空気供給装置は、速やかに系統構成できるよう、緊急時対策所近傍に保管し、簡便な接続規格により容易かつ確実に接続が可能な設計とするとともに、容易に交換ができる設計とする。また、可搬型モニタリングポストの指示値等に応じて緊急時対策所内を空気供給装置により加圧する必要があるため、緊急時対策所内の手動操作バルブにより確実に空気加圧操作ができる設計とする。</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ用途で使用できる設計とする。 酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、人が携行して移動し、測定場所にて付属の操作スイッチにより容易かつ確実に操作ができる設計とする。</p> <p>緊急時対策所可搬型エリアモニタは、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切替えることなく使用できる設計とする。 緊急時対策所可搬型エリアモニタは、人力により容易に運搬でき、電源ケーブルはコネクタ接続とし、容易かつ確実に接続できる設計とするとともに、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。また、測定結果は、緊急時対策所内にて容易かつ確実に把握できる設計とする。表2.18-12に操作対象機器を示す。</p>	<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 緊急時対策所遮蔽は、重大事故等時においても設計基準対象施設として使用する場合と同様の設備構成にて使用可能な設計とし、重大事故等時において操作を不要とする。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置及び緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）の準備、起動の操作は、緊急時対策所に設置する操作盤において、パネル操作による遠隔操作が可能な設計とする。 また、緊急時対策所の操作盤は、換気設備の起動・停止・運転状態等がパネル表示により視認可能な設計とし、操作性を考慮して機器の名称等をパネルへ表示させることにより、確実に操作できる設計とする。</p>	<p>設計方針の相違 女川は、緊急時対策所内の操作盤によるパネル操作を行う。 泊は、緊急時対策所内の分電盤のNFBやダンバ等により操作する。</p> <p>(61-3)</p>

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由																																																																																				
	<p>表2.18-12 操作対象機器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型新設緊急時対策所空気淨化ファン</td><td>切→入</td><td>緊急時対策所</td><td>手動操作</td><td rowspan="9">通常時 ブルーム通過直前</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所給気第2ダンバ</td><td>調整開</td><td>緊急時対策所</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>緊急時対策所排気手動ダンバ</td><td>調整開</td><td>緊急時対策所</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>緊急時対策所排気手動ダンバ</td><td>調整開→閉</td><td>緊急時対策所</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>緊急時対策所給気第2ダンバ</td><td>調整開→閉</td><td>緊急時対策所</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>可搬型新設緊急時対策所空気淨化ファン</td><td>入→切</td><td>緊急時対策所</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>空気供給装置流量調節弁</td><td>閉→開</td><td>緊急時対策所</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr> <td>緊急時対策所排気手動ダンバ</td><td>閉→調整開</td><td>緊急時対策所</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※酸素濃度計・二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリヤモニタについては、その設備単体で操作可能であることから、本表に記載していない。</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	可搬型新設緊急時対策所空気淨化ファン	切→入	緊急時対策所	手動操作	通常時 ブルーム通過直前	緊急時対策所給気第2ダンバ	調整開	緊急時対策所	手動操作		緊急時対策所排気手動ダンバ	調整開	緊急時対策所	手動操作		緊急時対策所排気手動ダンバ	調整開→閉	緊急時対策所	手動操作		緊急時対策所給気第2ダンバ	調整開→閉	緊急時対策所	手動操作		可搬型新設緊急時対策所空気淨化ファン	入→切	緊急時対策所	手動操作		空気供給装置流量調節弁	閉→開	緊急時対策所	手動操作		緊急時対策所排気手動ダンバ	閉→調整開	緊急時対策所	手動操作		<p>表3.18-18 操作対象機器^④</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>状態の変化</th><th>操作場所</th><th>操作方法</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所非常用送風機</td><td>起動・停止</td><td>緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)</td><td>パネル操作</td><td></td></tr> <tr> <td>給排気隔離弁 (緊急対策室給気)</td><td>開→閉</td><td>緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)</td><td>パネル操作</td><td></td></tr> <tr> <td>給排気隔離弁 (緊急対策室排気)</td><td>開→閉</td><td>緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)</td><td>パネル操作</td><td></td></tr> <tr> <td>給排気隔離弁 (緊急対策室圧調整)</td><td>閉→調整開</td><td>緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)</td><td>パネル操作</td><td></td></tr> <tr> <td>給排気隔離弁 (建屋差圧排気隔離弁)</td><td>閉→調整開</td><td>緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)</td><td>パネル操作</td><td></td></tr> <tr> <td>高圧空気ポンベ 出口電動弁</td><td>閉→開</td><td>緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)</td><td>パネル操作</td><td></td></tr> <tr> <td>緊急対策室空気流量調整弁</td><td>調整開</td><td>緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※酸素濃度計・二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリヤモニタについては、その設備単体で操作可能であることから、表3.18-18に記載していない。</p> <p>なお、差圧制御に用いる給排気隔離弁（建屋差圧排気隔離弁）及び給排気隔離弁（緊急対策室圧調整）は手動にて開度調整が可能な設計とする。</p>	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	緊急時対策所非常用送風機	起動・停止	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	パネル操作		給排気隔離弁 (緊急対策室給気)	開→閉	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	パネル操作		給排気隔離弁 (緊急対策室排気)	開→閉	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	パネル操作		給排気隔離弁 (緊急対策室圧調整)	閉→調整開	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	パネル操作		給排気隔離弁 (建屋差圧排気隔離弁)	閉→調整開	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	パネル操作		高圧空気ポンベ 出口電動弁	閉→開	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	パネル操作		緊急対策室空気流量調整弁	調整開	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	手動操作	
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																																																																			
可搬型新設緊急時対策所空気淨化ファン	切→入	緊急時対策所	手動操作	通常時 ブルーム通過直前																																																																																			
緊急時対策所給気第2ダンバ	調整開	緊急時対策所	手動操作																																																																																				
緊急時対策所排気手動ダンバ	調整開	緊急時対策所	手動操作																																																																																				
緊急時対策所排気手動ダンバ	調整開→閉	緊急時対策所	手動操作																																																																																				
緊急時対策所給気第2ダンバ	調整開→閉	緊急時対策所	手動操作																																																																																				
可搬型新設緊急時対策所空気淨化ファン	入→切	緊急時対策所	手動操作																																																																																				
空気供給装置流量調節弁	閉→開	緊急時対策所	手動操作																																																																																				
緊急時対策所排気手動ダンバ	閉→調整開	緊急時対策所	手動操作																																																																																				
機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法		備考																																																																																		
緊急時対策所非常用送風機	起動・停止	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	パネル操作																																																																																				
給排気隔離弁 (緊急対策室給気)	開→閉	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	パネル操作																																																																																				
給排気隔離弁 (緊急対策室排気)	開→閉	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	パネル操作																																																																																				
給排気隔離弁 (緊急対策室圧調整)	閉→調整開	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	パネル操作																																																																																				
給排気隔離弁 (建屋差圧排気隔離弁)	閉→調整開	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	パネル操作																																																																																				
高圧空気ポンベ 出口電動弁	閉→開	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	パネル操作																																																																																				
緊急対策室空気流量調整弁	調整開	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	手動操作																																																																																				

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由																										
	<p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>緊急時対策所遮へいは、表2.18-13に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、主要部分の断面寸法が確認できる設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>表2.18-13 緊急時対策所遮へいの検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>断面寸法の確認</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>遮へいの外観確認</td></tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所は、表2.18-14に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、機能・性能試験として緊急時対策所を正圧化した状態において緊急時対策所内・外の差圧測定を行うことにより、気密性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>表2.18-14 緊急時対策所の検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>気密性の確認</td></tr> </tbody> </table> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、表2.18-15に示すように、運転中又は停止中に外観検査、機能・性能検査、分解検査が可能な設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、試験系統により、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、差圧の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、分解が可能な設計とする。可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、性能の確認が可能なようフィルタの取り外しが可能な設計とする。</p> <p>また、分解検査として、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、性能の確認が可能なようフィルタの取り外しが可能な設計とする。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	断面寸法の確認	外観検査	遮へいの外観確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	気密性の確認	<p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>緊急時対策所遮へいは、表3.18-19に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において外観検査として、機能・性能に影響を与える傷、割れ等の外観確認が可能な設計とする。</p> <p>表3.18-19 緊急時対策所遮へいの検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td><td>外観検査</td><td>遮へいの外観確認</td></tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所は、表3.18-20に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、機能・性能試験として緊急時対策所を正圧化した状態において緊急時対策所内・外の差圧測定を行うことにより、気密性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>表3.18-20 緊急時対策所の試験</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>気密性の確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	外観検査	遮へいの外観確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	気密性の確認	記載表現の相違
発電用原子炉の状態	項目	内容																											
運転中又は停止中	機能・性能試験	断面寸法の確認																											
	外観検査	遮へいの外観確認																											
発電用原子炉の状態	項目	内容																											
運転中又は停止中	機能・性能試験	気密性の確認																											
	発電用原子炉の状態	項目	内容																										
運転中又は停止中	外観検査	遮へいの外観確認																											
	発電用原子炉の状態	項目	内容																										
運転中又は停止中	機能・性能試験	気密性の確認																											
		<p>緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、表3.18-21に示すように、運転中又は停止中に外観検査、機能・性能検査を、また、停止中に分解検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、運転中又は停止中に外観検査として、目視により機能・性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ、漏えいの有無及びフィルタ状態等の確認とともに、機能・性能試験として、試運転により緊急時対策所を含む緊急時対策建屋地下階の気密性、正圧化機能の確認及びフィルタ性能として総合除去効率が正常であることを確認することが可能な設計とする。</p> <p>また、停止中の分解検査として、緊急時対策所非常用送風機</p>	<p>緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、表3.18-21に示すように、運転中又は停止中に外観検査、機能・性能検査を、また、停止中に分解検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、運転中又は停止中に外観検査として、目視により機能・性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ、漏えいの有無及びフィルタ状態等の確認とともに、機能・性能試験として、試運転により緊急時対策所を含む緊急時対策建屋地下階の気密性、正圧化機能の確認及びフィルタ性能として総合除去効率が正常であることを確認することが可能な設計とする。</p> <p>また、停止中の分解検査として、緊急時対策所非常用送風機</p>	記載表現の相違 Ⓐの相違																									

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由																																																					
	<p>アン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの部品状態の確認が可能な設計とする。</p> <p>表2.18-15 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転中又は停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>試運転による機能確認 気密性、正圧化機能確認 フィルタ性能確認（総合除去効率）</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>機器表面状態の外観確認 フィルタ状態の外観確認</td></tr> <tr> <td>分解検査</td><td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの部品の状態を確認</td></tr> </tbody> </table> <p>空気供給装置は、通気による機能・性能及び漏えいの確認が可能な設計とする。 空気供給装置は、機能・性能試験として、空気ポンベ残圧の確認可能な設計とする。</p> <p>表2.18-16 空気供給装置の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>空気ポンベ残圧の確認</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>機器表面状態の外観確認</td></tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所の圧力計は、表2.18-17に示すように発電用原子炉の運転中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。 緊急時対策所の圧力計は、機能・性能試験として模擬入力による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正ができる設計とする。 また、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて外観確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>表2.18-17 圧力計の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>模擬入力による性能検査</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>機器表面状態の外観確認</td></tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所の酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、表2.18-18</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	試運転による機能確認 気密性、正圧化機能確認 フィルタ性能確認（総合除去効率）	外観検査	機器表面状態の外観確認 フィルタ状態の外観確認	分解検査	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの部品の状態を確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	空気ポンベ残圧の確認	外観検査	機器表面状態の外観確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	模擬入力による性能検査	外観検査	機器表面状態の外観確認	<p>及び緊急時対策所非常用フィルタ装置の部品状態の確認が可能な設計とする。</p> <p>(61-5)</p> <p>表 3.18-21 緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>試運転による機能確認 気密性、正圧化機能確認 フィルタ性能確認（総合除去効率）</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>機器表面状態の外観確認 フィルタ状態の外観確認</td></tr> <tr> <td>停止中</td><td>分解検査</td><td>緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置の部品の状態を確認</td></tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）は、表3.18-22に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。 緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）は、機能・性能試験として、空気ポンベ残圧の確認可能な設計とする。</p> <p>表 3.18-22 緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>空気ポンベ残圧の確認</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>機器表面状態の外観の確認</td></tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所の差圧計は、表3.18-23に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。 緊急時対策所の差圧計は、機能・性能試験として、計器単品での点検・校正が可能であり、正圧化機能確認時に併せて指示値の確認を行うことが可能な設計とする。 また、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて外観確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>表 3.18-23 差圧計の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中又は停止中</td><td>機能・性能試験</td><td>正圧化機能確認時の性能検査</td></tr> <tr> <td>外観検査</td><td>機器表面状態の外観の確認</td></tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、表3.18</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	試運転による機能確認 気密性、正圧化機能確認 フィルタ性能確認（総合除去効率）	外観検査	機器表面状態の外観確認 フィルタ状態の外観確認	停止中	分解検査	緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置の部品の状態を確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	空気ポンベ残圧の確認	外観検査	機器表面状態の外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	正圧化機能確認時の性能検査	外観検査	機器表面状態の外観の確認	記載表現の相違
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																						
運転中又は停止中	機能・性能試験	試運転による機能確認 気密性、正圧化機能確認 フィルタ性能確認（総合除去効率）																																																						
	外観検査	機器表面状態の外観確認 フィルタ状態の外観確認																																																						
	分解検査	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの部品の状態を確認																																																						
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																						
運転中又は停止中	機能・性能試験	空気ポンベ残圧の確認																																																						
	外観検査	機器表面状態の外観確認																																																						
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																						
運転中又は停止中	機能・性能試験	模擬入力による性能検査																																																						
	外観検査	機器表面状態の外観確認																																																						
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																						
運転中又は停止中	機能・性能試験	試運転による機能確認 気密性、正圧化機能確認 フィルタ性能確認（総合除去効率）																																																						
	外観検査	機器表面状態の外観確認 フィルタ状態の外観確認																																																						
停止中	分解検査	緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置の部品の状態を確認																																																						
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																						
運転中又は停止中	機能・性能試験	空気ポンベ残圧の確認																																																						
	外観検査	機器表面状態の外観の確認																																																						
発電用原子炉の状態	項目	内容																																																						
運転中又は停止中	機能・性能試験	正圧化機能確認時の性能検査																																																						
	外観検査	機器表面状態の外観の確認																																																						
			記載表現の相違																																																					

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由																								
	<p>に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所の酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、機能・性能試験として模擬入力による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正ができる設計とする。</p> <p>また、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて外観確認が可能な設計とする。</p> <p>表2.18-18 酸素濃度・二酸化炭素濃度計の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中又は停止中</td><td>機能・性能試験 外観検査</td><td>模擬入力による性能検査 機器表面状態の外観確認</td></tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所可搬型エリアモニタは、表2.18-19に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所可搬型エリアモニタは、機能・性能試験として、校正用線源による機能・性能の確認（特性の確認）及び校正ができる設計とする。</p> <p>また、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて外観確認が可能な設計とする。</p> <p>表2.18-19 緊急時対策所可搬型エリアモニタの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中又は停止中</td><td>機能・性能試験 外観検査</td><td>校正線源による性能検査 機器表面状態の外観確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験 外観検査	模擬入力による性能検査 機器表面状態の外観確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験 外観検査	校正線源による性能検査 機器表面状態の外観確認	<p>—24に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、機能・性能試験として校正ガスによる指示値の確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>また、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて外観確認が可能な設計とする。</p> <p>(61-5)</p> <p>表3.18-24 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中又は停止中</td><td>機能・性能試験 外観検査</td><td>校正ガスによる性能検査 機器表面状態の外観確認</td></tr> </tbody> </table> <p>緊急時対策所可搬型エリアモニタは、表3.18-25に示すように発電用原子炉の運転中又は停止中において、機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所可搬型エリアモニタは、機能・性能試験として、線源による校正が可能な設計とする。</p> <p>また、外観検査として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある傷、割れ等がないことについて外観確認が可能な設計とする。</p> <p>(61-5)</p> <p>表3.18-25 緊急時対策所可搬型エリアモニタの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th><th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中又は停止中</td><td>機能・性能試験 外観検査</td><td>線源による校正 機器表面状態の外観の確認</td></tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験 外観検査	校正ガスによる性能検査 機器表面状態の外観確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験 外観検査	線源による校正 機器表面状態の外観の確認	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																									
運転中又は停止中	機能・性能試験 外観検査	模擬入力による性能検査 機器表面状態の外観確認																									
発電用原子炉の状態	項目	内容																									
運転中又は停止中	機能・性能試験 外観検査	校正線源による性能検査 機器表面状態の外観確認																									
発電用原子炉の状態	項目	内容																									
運転中又は停止中	機能・性能試験 外観検査	校正ガスによる性能検査 機器表面状態の外観確認																									
発電用原子炉の状態	項目	内容																									
運転中又は停止中	機能・性能試験 外観検査	線源による校正 機器表面状態の外観の確認																									

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>1.3.4 操作性及び試験検査性</u>」に示す。 緊急時対策所遮へいは、使用するための切替えが不要である。 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び圧力計は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切替えることなく使用できる設計とする。 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンは、空調上屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における空調上屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所及び緊急時対策所内で可能な設計とする。 空気供給装置は、空調上屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における空調上屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。 酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ用途で使用できる設計とする。 酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、人が携行して移動し、測定場所にて付属の操作スイッチにより容易かつ確実に操作ができる設計とする。 緊急時対策所可搬型エリアモニタは、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切替えることなく使用できる設計とする。 緊急時対策所可搬型エリアモニタは、人力により容易に運搬でき、電源ケーブルはコネクタ接続とし、容易かつ確実に接続できる設計とするとともに、付属の操作スイッチにより現場での操作が可能な設計とする。また、測定結果は、緊急時対策所内にて容易かつ確実に把握できる設計とする。 可搬型空気浄化装置運転手順のタイムチャートを図2.18-7に、空気供給装置運転手順のタイムチャートを図2.18-8に示す。</p>	<p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.4 操作性及び試験検査性</u>」に示す。 緊急時対策所遮蔽は、使用するための切替えが不要である。 緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）、差圧計は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。 緊急時対策所非常用送風機は、緊急時対策所に設置する操作盤において、パネル操作による遠隔操作が可能な設計とする。また、緊急時対策所の操作盤は、緊急時対策所換気空調系の起動・停止・運転状態等がパネル表示により視認可能な設計とし、操作性を考慮して機器の名称等をパネルへ表示させることにより、確実に操作できる設計とする。 また、緊急時対策所非常用送風機から緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）への切替え操作は、緊急時対策所の操作盤にて操作が可能な設計とすることにより、緊急時対策所可搬型エリアモニタの警報発生後速やかに起動操作が可能な設計とする。 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、想定される重大事故等時において、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに、付属の操作スイッチにより、使用場所で操作が可能な設計とする。 緊急時対策所可搬型エリアモニタは、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切り替えることなく使用できる設計とする。緊急時対策所可搬型エリアモニタは、人力により容易に持ち運びが可能な設計とするとともに、設置場所にて固定等が可能な設計とする。緊急時対策所可搬型エリアモニタは、付属の操作スイッチにより、設置場所で操作が可能な設計とする。 緊急時対策所非常用送風機運転手順のタイムチャートを図3.18-7に、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）運転手順のタイムチャートを図3.18-8に示す。</p>	<p>設計方針の相違 ・女川は、緊急時対策所内の操作盤によるパネル操作を行う。 泊は、緊急時対策所内の分電盤のNFBやダンパ等により操作する。</p> <p>②の相違</p> <p>記載表現の相違 (以下同じ)</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
			設備構成の相違

図2.18-7 可搬型空気浄化装置運転及び空気供給装置による空気供給準備タイムチャート*

図2.18-8 空気供給装置への切替準備 タイムチャート*

* :「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について（個別手順）の1.18で示すタイムチャート

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、緊急時対策所建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、通常時に接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等時は重大事故等対処設備として系統構成ができることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>圧力計、酸素濃度・二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>空気供給装置、酸素濃度・二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、保管並びに設置場所において固縛により固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>1.3.3 環境条件等</u>」に示す。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、コンクリート構造物として緊急時対策所建屋と一体であり、建屋として重大事故等時ににおける屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、圧力計、酸素濃度・二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、空調上屋又は緊急時対策所内に設置又は保管し、設置場所及び緊急時対策所内で操作可能な設計とする。表2.18-20に操作対象機器を示す。</p>	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、緊急時対策建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置及び緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）は、通常時は接続先の系統と分離された状態であること及び重大事故等においては、重大事故等対処設備として系統構成することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、保管並びに設置場所において固縛により固定することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	
			(61-3)
		<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.3 環境条件等</u>」に示す。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、緊急時対策建屋と一体のコンクリート構造物であり、重大事故等時に操作及び作業を必要としない設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）、差圧計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、緊急時対策建屋内の放射線量が高くなるおそれがない場所に設置又は保管し、緊急時対策所内で操作可能な設計とする。表3.18-26に操作対象機器を示す。</p>	⑩の相違

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由																																																			
	<table border="1"> <caption>表2.18-20 操作対象機器設置場所</caption> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所遮へい</td><td>緊急時対策所建屋</td><td>(操作不要)</td></tr> <tr> <td>可搬型新設緊急時対策所空気淨化ファン</td><td>空調上屋</td><td>空調上屋及び緊急時対策所</td></tr> <tr> <td>可搬型新設緊急時対策所空気淨化フィルタユニット</td><td>空調上屋</td><td>空調上屋</td></tr> <tr> <td>空気供給装置</td><td>空調上屋</td><td>空調上屋</td></tr> <tr> <td>圧力計</td><td>緊急時対策所</td><td>(操作不要)</td></tr> <tr> <td>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</td><td>緊急時対策所</td><td>緊急時対策所</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型エリアモニタ</td><td>緊急時対策所</td><td>緊急時対策所</td></tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	緊急時対策所遮へい	緊急時対策所建屋	(操作不要)	可搬型新設緊急時対策所空気淨化ファン	空調上屋	空調上屋及び緊急時対策所	可搬型新設緊急時対策所空気淨化フィルタユニット	空調上屋	空調上屋	空気供給装置	空調上屋	空調上屋	圧力計	緊急時対策所	(操作不要)	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所可搬型エリアモニタ	緊急時対策所	緊急時対策所	(61-3) <table border="1"> <caption>表3.18-26 操作対象機器設置場所</caption> <thead> <tr> <th>機器名称</th><th>設置場所</th><th>操作場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所遮蔽</td><td>緊急時対策建屋地上2階、地上1階、地下1階、地下2階</td><td>(操作不要)</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用送風機</td><td>緊急時対策建屋地上1階</td><td>緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用フィルタ装置</td><td>緊急時対策建屋地上1階</td><td>緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所加圧設備(空気ポンベ)</td><td>緊急時対策建屋地下1階</td><td>緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)</td></tr> <tr> <td>差圧計</td><td>緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)</td><td>(操作不要)</td></tr> <tr> <td>酸素濃度計</td><td>緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)</td><td>緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)</td></tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td><td>緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)</td><td>緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)</td></tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型エリアモニタ</td><td>緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)</td><td>緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)</td></tr> </tbody> </table>	機器名称	設置場所	操作場所	緊急時対策所遮蔽	緊急時対策建屋地上2階、地上1階、地下1階、地下2階	(操作不要)	緊急時対策所非常用送風機	緊急時対策建屋地上1階	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	緊急時対策所非常用フィルタ装置	緊急時対策建屋地上1階	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	緊急時対策所加圧設備(空気ポンベ)	緊急時対策建屋地下1階	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	差圧計	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	(操作不要)	酸素濃度計	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	二酸化炭素濃度計	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	緊急時対策所可搬型エリアモニタ	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	設置場所、配置の相違（②の相違）
機器名称	設置場所	操作場所																																																				
緊急時対策所遮へい	緊急時対策所建屋	(操作不要)																																																				
可搬型新設緊急時対策所空気淨化ファン	空調上屋	空調上屋及び緊急時対策所																																																				
可搬型新設緊急時対策所空気淨化フィルタユニット	空調上屋	空調上屋																																																				
空気供給装置	空調上屋	空調上屋																																																				
圧力計	緊急時対策所	(操作不要)																																																				
酸素濃度・二酸化炭素濃度計	緊急時対策所	緊急時対策所																																																				
緊急時対策所可搬型エリアモニタ	緊急時対策所	緊急時対策所																																																				
機器名称	設置場所	操作場所																																																				
緊急時対策所遮蔽	緊急時対策建屋地上2階、地上1階、地下1階、地下2階	(操作不要)																																																				
緊急時対策所非常用送風機	緊急時対策建屋地上1階	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)																																																				
緊急時対策所非常用フィルタ装置	緊急時対策建屋地上1階	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)																																																				
緊急時対策所加圧設備(空気ポンベ)	緊急時対策建屋地下1階	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)																																																				
差圧計	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	(操作不要)																																																				
酸素濃度計	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)																																																				
二酸化炭素濃度計	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)																																																				
緊急時対策所可搬型エリアモニタ	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)	緊急時対策建屋地下2階 (緊急時対策所)																																																				

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>2. 18.2.3.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。</p> <p>緊急時対策所遮へいは、重大事故等が発生した場合においても、対策要員がとどまるために必要な遮へい機能を有した設計とする。</p> <p>緊急時対策所遮へいの性能とあいまって、緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所内のマスクの着用、交代要員体制及び安定よう素剤の服用がなく、仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断基準とする。</p> <p>圧力計は、緊急時対策所内の微正圧（約100Pa[gage]）環境を上回る範囲を測定可能な設計とする。</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所遮へい及び圧力計は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p>	<p>3. 18.2.3.3.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>緊急時対策所遮蔽は、重大事故等が発生した場合においても、対策要員がとどまるために必要な遮蔽機能を有した設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、重大事故等発生時に対策要員の放射線被ばくを低減するために、緊急時対策所内の換気（放射性物質の除去効率及び吸着）に必要な容量を確保する設計とする。</p> <p>緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置の性能とあいまって、緊急時対策所の居住性の確保として、重大事故等発生時の放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（2011.3.11）と同等と仮定した事故に対しても、緊急時対策所内のマスクの着用、交代要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件において、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを越えない設計とする。</p> <p>差圧計は、緊急時対策所内の居住環境の基準値を上回る範囲を測定可能な設計とする。</p>	<p>設計方針の相違 女川の「緊急時対策所非常用送風機」及び「緊急時対策所非常用フィルタ装置」は常設であるが、泊の「可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン」及び「緊急時対策所非常用フィルタ装置」は常設ではない。</p> <p>(61-6)</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。 緊急時対策所遮へい及び<u>圧力計</u>は、設計基準事故対処設備である3号炉の中央制御室遮へいと100m以上の離隔距離を確保した位置的分散を図り、共通要因により同時に機能が損なわれることのない設計とする。</p>	<p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。 緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置及び<u>差圧計</u>は、設計基準事故対処設備である2号炉中央制御室遮蔽と100m以上の離隔距離を確保した位置的分散を図り、共通要因により同時に機能が損なわれることのない設計とする。 緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置は、1セットで緊急時対策建屋内を換気するために必要なファン容量及びフィルタ容量を有するものを合計2セット設置することで、多重性を有する設計とする。</p>	<p>設計方針の相違 女川の「緊急時対策所非常用送風機」及び「緊急時対策所非常用フィルタ装置」は常設であるが、泊の「可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン」及び「緊急時対策所非常用フィルタ装置」は常設ではない。</p> <p>(61-2)</p>

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>2. 18. 2. 3. 3. 3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1. 3. 2 容量等」に示す。</p> <p>空気供給装置は「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」における放射性物質の放出時間が10時間であることを踏まえて十分な余裕を持つ容量を有する設計とする。</p> <p>空気供給装置は、緊急時対策所遮へいとあいまって、緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ、緊急時対策所内のマスクの着用、交代要員体制及び安定よう素剤の服用がなく、仮設設備を考慮しない条件においても、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100mSvを超えないことを判断基準とする。</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所内の居住環境の基準値の範囲を測定できるものを指揮所、待機所それぞれに各1個使用する。保有数は、使用する2個、故障時及び保守点検のバックアップ用として2個の合計4個を保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所可搬型エリアモニタは、緊急時対策所内の放射線量の測定が可能な台数として指揮所、待機所それぞれに各1台使用する。保有数は、使用する2台、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を保管する設計とする。</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあっては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1. 3. 4 操作性及び試験検査性」に示</p>	<p>3. 18. 2. 3. 3. 3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2. 3. 2 容量等」に示す。</p> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）は、重大事故等発生時（ブルーム通過時）に、緊急時対策所内の対策要員の被ばくを防止し、過度の放射線被ばくから防護するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するため必要容量を有する設計とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）は、緊急時対策所遮蔽とあいまって、緊急時対策所の居住性の確保として、重大事故等発生時の放射性物質の放出量等を東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（2011. 3. 11）と同等と仮定した事故に対しても、緊急時対策所内のマスクの着用、交代要員体制、安定よう素剤の服用及び仮設設備を考慮しない条件において、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。</p> <p>緊急時対策所の酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所内の居住環境の基準値を上回る範囲を測定できるものをそれぞれ1個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を加えたそれぞれ合計2個を分散して保管する設計とする。</p> <p>緊急時対策所可搬型エリアモニタは、緊急時対策所内の放射線量の測定が可能な測定範囲を持つものを1個使用する。保有数は、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1個を加えた合計2個を分散して保管する設計とする。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>④の相違</p> <p>(61-6)</p>

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>す。</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、使用のための接続を伴わない設計とする。</p> <p>空気供給装置は、速やかに系統構成できるよう、緊急時対策所近傍に保管し、簡便な接続規格により容易かつ確実に接続が可能な設計とするとともに、容易に交換ができる設計とする。</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>空気供給装置、酸素濃度・二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、常設設備と接続せず使用可能な設計とする。</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>空気供給装置、酸素濃度・二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、空調上屋又は緊急時対策所内に保管するとともに、放射線量が高くなるおそれが少ない緊急時対策所内で操作、使用する設計とする。</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝</p>	<p>す。</p> <p>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、使用のための接続を伴わない設計とする。</p> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）は、系統に接続した状態で保管されており使用のための接続を伴わない。</p> <p>(61-4)</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備と接続するものにあっては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、常設設備と接続せず使用可能な設計とする。</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、放射線量が高くなるおそれが少ない緊急時対策建屋内に保管するとともに、緊急時対策所内で操作、使用する設計とする。</p> <p>(61-3)</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝</p>	<p>設備、運用の相違 泊は、空気供給のために事前に系統構成を行う必要があることから、表現が異なっている。</p> <p>②の相違</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由	
	<p>突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。 <u>空気供給装置、酸素濃度・二酸化炭素濃度計</u>及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、高潮、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<u>空調上屋又は緊急時対策所内</u>に保管する。</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第6号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>1.3.4 操作性及び試験検査性</u>」に示す。 <u>空気供給装置</u>として、加圧に必要な空気ポンベ本数を<u>空調上屋内</u>に常時保管し、重大事故等発生時に空気ポンベの運搬、補充等を要しない設計とするとともに、<u>空気供給装置</u>の切替え操作は緊急時対策所内の<u>弁等</u>により操作が可能な設計としており、運搬、操作に必要な道路及び通路の確保を要しない設計とする。 また、<u>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</u>及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、配置（測定）場所である緊急時対策所内で保管されることから、運搬に必要な通路の確保を要しない設計とする。</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号） (i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によつて、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷</p>	<p>突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。 <u>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計</u>及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、高潮、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<u>緊急時対策建屋内</u>に保管する。</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第6号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.4 操作性及び試験検査性</u>」に示す。 <u>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）</u>として、加圧に必要な空気ポンベ本数を<u>緊急時対策建屋内</u>に常時保管し、重大事故等発生時に空気ポンベの運搬、補充等を要しない設計とするとともに、<u>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）</u>の起動準備、操作は緊急時対策所内の<u>操作盤</u>により遠隔操作が可能な設計としており、運搬、操作に必要な道路及び通路の確保を要しない設計とする。</p> <p>また、<u>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計</u>及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、配置（測定）場所である緊急時対策所内で保管されることから、運搬に必要な通路の確保を要しない設計とする。</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号） (i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によつて、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷</p>	<p>突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</u>」に示す。 <u>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計</u>及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、高潮、飛来物（航空機落下）、ダムの崩壊、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた<u>緊急時対策建屋内</u>に保管する。</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第6号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「<u>2.3.4 操作性及び試験検査性</u>」に示す。 <u>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）</u>として、加圧に必要な空気ポンベ本数を<u>緊急時対策建屋内</u>に常時保管し、重大事故等発生時に空気ポンベの運搬、補充等を要しない設計とするとともに、<u>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）</u>の起動準備、操作は緊急時対策所内の<u>操作盤</u>により遠隔操作が可能な設計としており、運搬、操作に必要な道路及び通路の確保を要しない設計とする。</p> <p>また、<u>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計</u>及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、配置（測定）場所である緊急時対策所内で保管されることから、運搬に必要な通路の確保を要しない設計とする。</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故等防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号） (i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によつて、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷</p>	<p>①の相違 (61-3)</p> <p>①の相違 女川は、緊急時対策所内の操作盤によるバルス操作を行う。 泊は、緊急時対策所内のダンバ等により操作する。</p> <p>①の相違 (61-3)</p>

泊発電所3号炉 S A基準適合性 比較表 r.4.0

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第61条 緊急時対策所（添付資料）

大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>空気供給装置は、共通要因によって同時にその機能が損なわれる設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故等について、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の代替設備ではないことから考慮すべき対象設備はない。</p> <p>酸素濃度・二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策所内に保管する設計とする。</p>	<p>却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）は、共通要因によって同時にその機能が損なわれる設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故等について、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の代替設備ではないことから考慮すべき対象設備はない。</p> <p>酸素濃度計、二酸化炭素濃度計及び緊急時対策所可搬型エリアモニタは、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた緊急時対策建屋内に保管する設計とする。</p>	(61-3)

泊発電所3号炉 審査取りまとめ資料
比較対象プラントの選定について

本資料は、泊発電所3号炉（以降、「泊3号炉」という。）のプラント側審査において地震・津波側審査の進捗を待つ期間があったことを踏まえた、審査取りまとめ資料（以降、「まとめ資料」という。）の比較対象プラントの選定について整理を行うものである。

● 整理を行う経緯は、以下の通り

- 泊3号炉のプラント側審査が地震・津波側審査の進捗待ちとなった期間において、他社プラントの新規制基準適合性審査が実施され、まとめ資料の充実が図られた。
- 泊3号炉が、まとめ資料一式を提出した2017年3月時点での新規制基準適合性審査はPWRプラントが中心であったが、現在はBWRプラントが中心となっており、それぞれの炉型の審査結果が積み上がった状況にある。
- 泊3号炉はPWRであり、PWR特有の設備等を有することから、まとめ資料に先行の審査内容を反映する際には、単純に直近の許可済みBWRプラントを反映するのではなく、適切な比較対象プラントを選定した上で反映する必要がある。

● 比較対象プラントを選定する考え方は、以下の通り。

【基準適合に係る設計を反映するために比較するプラント（基本となる比較対象プラント）選定の考え方】

各条文・審査項目の要求を満たすための設備構成・仕様、環境、運用を踏まえ、許可済みプラントの中から、新しい実績のプラントを選定する。具体的には以下の通り。

- ✓ 炉型に拘らず共通的な内容については、泊3号炉の地震・津波側審査が進捗した時点（2021年7月）で直近に許可済みであった女川2号炉を比較対象として先行審査知見の取り込みを行う。なお、同時期に審査が行われ、女川2号炉に次いで許可を受けた島根2号炉については、女川2号炉と島根2号炉の差異を確認し、島根2号炉との差異の中で泊3号炉の基準適合を示すために必要なものは反映する。
- ✓ 炉型固有の設備等を有する場合については、PWRプラントの新規制基準適合性審査の最終実績である大飯3/4号炉を選定する。
- ✓ 個別の設計事項に相似性がある場合（例えば3ループ特有の設計等）、大飯3/4号炉以外の適切なプラントを選定する。

【先行審査知見^{※1}を反映するために比較するプラント選定の考え方】

炉型に拘らないことから、まとめ資料を作成している時点で最新の許可済みプラントとする。具体的には以下の通り。

- ✓ 泊3号炉の地震・津波側審査が進捗した時点（2021年7月）で直近に許可済みであった女川2号炉を比較対象として先行審査知見の取り込みを行う。なお、同時期に

審査が行われ、女川 2 号炉に次いで許可を受けた島根 2 号炉については、女川 2 号炉と島根 2 号炉の差異を確認し、島根 2 号炉との差異の中で泊 3 号炉の基準適合を示すために必要なものは反映する。

※1 主な事項は、以下の通り

- ✓ これまでの審査の中で適正化された記載
- ✓ 基準適合性を示すための説明の範囲、深さ
- ✓ 設置（変更）許可申請書に記載する範囲、深さ

- 上述に基づく検討結果として、「基準適合に係る設計」と「先行審査知見」を反映するために選定した比較対象プラント一覧とその選定理由を別紙 1 に、条文・審査項目毎の詳細を別紙 2 に示す。
 - 別紙 1：比較対象プラント一覧
 - 別紙 2：比較対象プラント選定の詳細

以上

比較対象プラント一覧

凡例		
●大飯3／4号炉	●女川2号炉	●それ以外の場合

プラント	主な審査項目	ステータス	基準適合に係る設計を反映するための比較		先行審査知見を反映するための比較対象	比較表の様式
			比較対象	選定理由		
SA	1.0 43条 共通（1.0.2（保管アクセス）以外）	概ね説明済み	大飯3／4号炉	4.4条以降のSA設備の多くがPWRプラント設計を踏まえたものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
			大飯3／4号炉	重大事故等への対応に用いる具体的な手順の類似	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.1 44条 ATWS	概ね説明済み	大飯3／4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
			大飯3／4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.2 45条 高圧時冷却	概ね説明済み	大飯3／4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
			大飯3／4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.3 46条 減圧	概ね説明済み	大飯3／4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
			大飯3／4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.4 47条 低圧時冷却	概ね説明済み	大飯3／4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
			大飯3／4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.5 48条 最終ヒートシンク	概ね説明済み	大飯3／4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
			大飯3／4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.6 49条 CV冷却	概ね説明済み	大飯3／4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
			大飯3／4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.7 50条 CV過圧破損防止	概ね説明済み	大飯3／4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
			大飯3／4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯

比較対象プラント一覧

凡例		
●大飯3／4号炉	●女川2号炉	●それ以外の場合

主な審査項目	ステータス	基準適合に係る設計を反映するための比較			先行審査知見を反映するための比較対象	比較表の様式	
		比較対象	選定理由				
設備・技術的能力	1.8 51条	CV下部注水	概ね説明済み	大飯3／4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
				大飯3／4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.9 52条	CV水素対策	概ね説明済み	大飯3／4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
				大飯3／4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.10 53条	RB水素対策	概ね説明済み	大飯3／4号炉 伊方3号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	53条 女川一泊一大飯－伊方
				大飯3／4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.11 54条	SFP	概ね説明済み	大飯3／4号炉	SFP配置がBWRと異なるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
				大飯3／4号炉	SFP配置の類似	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.12 55条	放射性物質の拡散抑制	概ね説明済み	大飯3／4号炉	SFP配置の類似	女川2号炉	女川一泊一大飯
				大飯3／4号炉	SFP配置の類似	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.13 56条	水源	概ね説明済み	大飯3／4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
				大飯3／4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.14 57条	電源	概ね説明済み	大飯3／4号炉	電源設備構成の類似	女川2号炉	女川一泊一大飯
				大飯3／4号炉	電源設備構成の類似	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.15 58条	計装	概ね説明済み	大飯3／4号炉	監視パラメータの類似	女川2号炉	女川一泊一大飯
				大飯3／4号炉 伊方3号炉	監視パラメータの類似	女川2号炉	女川一泊一大飯－伊方

比較対象プラント一覧

凡例		
●大飯3／4号炉	●女川2号炉	●それ以外の場合

主な審査項目	ステータス	基準適合に係る設計を反映するための比較		先行審査知見を反映するための比較対象	比較表の様式
		比較対象	選定理由		
1.16 59条	概ね説明済み (原子炉制御室の居住性を確保するための対策はバックフィットのため新規説明)	女川2号炉 大飯3／4号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため女川2号炉をリファレンスとする 事故シーケンス選定等PWR固有設計に係る事項については大飯3／4号炉をリファレンスとする	女川2号炉	女川一泊一大飯
		大飯3／4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
1.17 60条	概ね説明済み	女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
		女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
1.18 61条	概ね説明済み	大飯3／4号炉	可搬型設備の設計方針や格納容器ベント設備の有無などPWR固有の設計	女川2号炉	女川一泊一大飯
		大飯3／4号炉	可搬型設備の設計方針や格納容器ベント設備の有無などPWR固有の設計	女川2号炉	女川一泊一大飯

【61条：緊急時対策所】

項目	内容	
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯 3・4 号炉
	具体的理由	当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文である。ただし、代替電源設備では、女川は常設設備と可搬設備を設置して多様性を図っているのに對し、大飯 3・4 号炉は泊 3 号炉と同様に可搬設備を複数台設置することで多重性を図っているなど基本設計及び適合方針が類似することから、PWR プラントとして基準適合性を網羅的に比較する観点から同一炉型である大飯 3／4 号炉を比較対象として選定する。
先行審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川 2 号炉
	反映すべき知見を 得るための主な方法	<p>① 比較表による比較：比較表に掲載し、先行審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映した。</p> <p>〔事例〕補足説明資料の添付資料（61-6 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について添付資料「放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による被ばく評価方法について」）</p> <p>② 資料構成の比較※：当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加する。</p> <p>〔事例〕添付資料（全て）、補足説明資料（容量設定根拠など）</p>
	(当該方法の選定理由)	<p>① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により先行審査知見の確認が可能なため。</p> <p>② 資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。</p>

※ 女川 2 号炉との資料構成の比較に加え、PWR の先行審査実績の取り込みの総括として、大飯 3／4 号炉のまとめ資料の作成状況（資料構成と内容）を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

泊発電所3号炉 設置変更許可申請に係る審査取りまとめ資料の比較表に係るステータス整理表

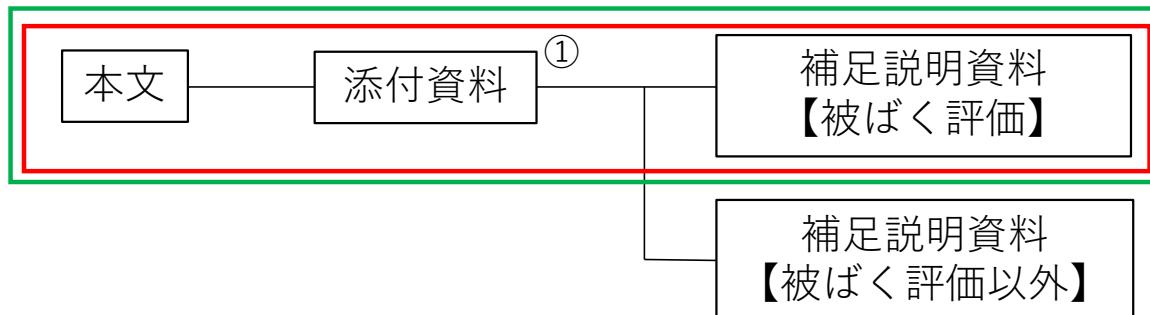
【凡例】 ○：記載あり
×：記載なし
(○)：本条文の資料の他箇所に記載
△：他条文の資料などに記載

61条 緊急時対策所

プラント		泊3号炉 作成状況		まとめ資料の作成を不要とした理由	まとめ資料または比較表を新たに作成することとした理由 もしくは 記載の充実を図ることとした理由	比較表を作成していない理由
女川	泊	まとめ資料	比較表			
本文	本文	○	○		ただし比較対象は大飯3号炉	
添付資料						
3.18 緊急時対策所		✗→○	✗→○		女川まとめ資料を構成する資料の比較にて抽出したものであり、基準適合に関する説明の容易性の観点から資料を追加作成する（追而リストに記載済み）	
3.18.1 設置許可基準原61条への適合方針		✗→○	✗→○		女川まとめ資料を構成する資料の比較にて抽出したものであり、基準適合に関する説明の容易性の観点から資料を追加作成する（追而リストに記載済み）	
3.18.2 重大事故等対処設備		✗→○	✗→○		女川まとめ資料を構成する資料の比較にて抽出したものであり、基準適合に関する説明の容易性の観点から資料を追加作成する（追而リストに記載済み）	
補足説明資料	補足説明資料					
61-1 SA設備基準適合性一覧表	61-1 SA 設備基準適合性一覧表	△→○	✗		他条文の読み込み→当該条文で書き下し（追而リストに記載済み）	
61-2 単線結線図	61-2.3 電源設備の「図3 緊急時対策所 電源構成」	○	✗		他条文の読み込み→当該条文で書き下し（追而リストに記載済み）	
61-3 配置図	61-2 配置図	△→○	✗		他条文の読み込み→当該条文で書き下し（追而リストに記載済み）	
61-4 系統図	61-4 系統図	△→○	✗		他条文の読み込み→当該条文で書き下し（追而リストに記載済み）	
61-5 試験及び検査	61-3 試験・検査説明資料	△→○	✗		他条文の読み込み→当該条文で書き下し（追而リストに記載済み）	
61-6 容量設定根拠	61-5 容量設定根拠	△→○	✗		他条文の読み込み→当該条文で書き下し（追而リストに記載済み）	
61-7 保管場所図		(○)	✗	61-2配置図に記載している。		
61-8 アクセスルート図			✗	アクセスルートについては、技術的能力1.0の「添付資料1.0.2 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」に記載する。		
61-9 緊急時対策所について（被ばく評価除く）	61-7 適合状況説明資料	○	✗			
	61-8 適合状況説明資料（補足説明資料）	○	✗			
	61-9 適合状況説明資料（補足説明資料） 通信連絡設備	✗→○	✗		他条文の読み込み→当該条文で書き下し	
61-10 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について	61-6 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について	○	○		ただし比較対象は大飯3号炉	
添付資料1 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価について						
添付資料2 被ばく評価に用いた気象条件の妥当性について	1-3 緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価条件について	○	○			
添付資料3 被ばく評価に用いる大気拡散評価について	1-6 気象条件の妥当性の検討について	○	○			
添付資料4 地表面への沈着速度の設定について	1-2 目方位の決定と大気拡散評価について	○	○		ただし比較対象は大飯3号炉	
添付資料5 エアロゾル粒子の乾性沈着速度について	1-4 地表面への沈着評価について	○	○			
添付資料6 有機よう素の乾性沈着速度について			✗	女川では有機よう素について個別のパラメータを用いているが、泊ではエアロゾル粒子と同じ乾性沈着速度として保守的な評価しており作成していない。		まとめ資料を作成していない。
添付資料7 原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく評価方法について	1-7 グランジシャイン線量及び直接線。スカイシャイン線の評価方法	○	○			
添付資料8 放射性物質中の放射性物質からのガンマ線による被ばく評価方法について	1-13 放射性物質中の放射性物質からのガンマ線による被ばく評価方法について	○	○			
添付資料9 地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばく評価方法について	1-7 グランジシャイン線量及び直接線。スカイシャイン線の評価方法	○	○		ただし比較対象は大飯3号炉	
添付資料10 外部から取り込まれた放射性物質による被ばく評価について	1-10 緊急時対策所内の放射性物質濃度の時間変化について	○	○			
添付資料11 緊急時対策所加圧設備による加圧開始が遅延すること及び緊急時対策所非常用フィルタ装置に取り込まれる放射性物質による影響について			✗	泊では、「1-8 緊急時対策所ブルーム通過判断について」において、ボンベ加圧の判断フローを整理し放射性物質の流入を防止することを示している。		まとめ資料を作成していない。
添付資料12 非常用フィルタ装置の除去効率の設定について	1-4 地表面への沈着評価について	○	○		ただし比較対象は大飯3号炉	
添付資料13 使用済燃料プール等の燃料等による影響について			(○)	△		泊では「61-8 適合状況説明資料添付13 泊1, 2号炉 使用済燃料ピット発災時の緊急時対策所への影響について」を整備している。 本資料の比較表は34条として作成している。ただし比較対象は大飯3号炉
添付資料14 コンクリートの施工誤差による考慮について			(○)	✗		泊ではこれらの誤差を織り込んだ被ばく評価を行っている。（添付13 評価条件に記載している。）
添付資料15 審査ガイドへの適合性について	1-1 審査ガイドへの適合状況	○	○		ただし比較対象は大飯3号炉	

泊3号炉 比較表の作成範囲

6 1条 緊急時対策所



比較表作成範囲

泊3号作成範囲

女川2号作成範囲

※ () 書きは泊と女川で資料名が異なる場合の女川の資料名称
破線の四角は泊になく、女川にしかない資料

① 添付資料に関しては、泊では元々作成していなかったが新規にまとめ資料を作成し比較を実施する。

資料構成	資料概要	比較表を作成していない理由
本文	設置変更許可申請書本文及び添付書類八に記載する内容を記載した資料	
添付資料	基準適合性を確認する上で必要となる個別設備の設計方針をまとめた資料	
補足説明資料 【被ばく評価】	緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価を説明した資料	
補足説明資料 【被ばく評価以外】	配置図、試験・検査、系統図、容量設定根拠等を説明した資料	基準適合性を確認するために必要な評価方針及び評価内容は、本文に記載しており、比較表を作成し、差異について考察している。 補足説明資料は、配置図・系統図等のプラント固有に関わる内容のため、比較表を作成していない。